

第四百十五回
国会

参議院農林水産委員会會議録第十四号

平成十一年五月六日(木曜日)
午後一時四分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任

浜四津敏子君

補欠選任

木庭健太郎君

四月三十日

辞任

村沢 牧君
阿曾田 清君

補欠選任

田 英夫君
入澤 肇君

五月六日

辞任

木庭健太郎君

補欠選任

益田 洋介君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

野間 越君

岩永 浩美君
三浦 一水君
和田 洋子君
須藤美也子君
谷本 魏君

委員

岸 宏一君
佐藤 昭郎君
中川 義雄君
長峯 基君
森下 博之君
小川 敏夫君
久保 巨君
那司 彰君
風間 昶君
益田 洋介君
大沢 辰美君

国務大臣

政府委員

農林水産省農産
園芸局長
農林水産省食品
流通局長
自治省財政局長
自治省税務局長
事務局長
常任委員会専門
員

農林水産大臣

中川 昭一君

樋口 久俊君

福島啓史郎君

二橋 正弘君
成瀬 宣孝君

鈴木 威男君

田 英夫君
入澤 肇君
石井 一二君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(野間越君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る四月二十八日、浜四津敏子君が委員を辞任され、その補欠として木庭健太郎君が選任されました。

また、同月三十日、村沢牧君及び阿曾田清君が委員を辞任され、その補欠として田英夫君及び入澤肇君が選任されました。

○委員長(野間越君) 理事の補欠選任についてお

諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(野間越君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に谷本魏君を指名いたします。

○委員長(野間越君) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須藤美也子君 まず、卸売市場の件についてお尋ねをいたします。

私は、先日、山形県の庄内十四市町村が管理する公設市場に調査に入りました。仲卸業者への予約相対取引、先取りが七〇%と急増しております。地場野菜も相対取引で行われ、仲卸の三分の二はスーパーに納入している。小売業者はスーパーの余ったものを高い値段で買わなくてはならない。しかも、品ぞろえも十分でずいぶん、お客さんから注文があればスーパーから買ってお店に並べる。そういう状況の中で、小売業者は店を畳まざるを得ない。この間、全国で五千七百七十軒の小売店が倒産をいたしております。この庄内地域でも五十軒が店を畳んでおります。田舎に行きますと、シャッター通り、こういう地域がたくさんふえております。

そういう状況の中で、小売業者は、少量であっても新鮮な地場産の青果物や有機野菜などを毎日仕入れ、多くの地元消費者に安定的に供給している。こうした社会的機能を維持していくことが卸売市場の公共性であると思いますが、小売業者を切り捨てるような市場であってはならないと思いますが、この点はいかがお考えでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) お答えいたします。

食品流通 先ほど先生からお話ありましたけれども、基本的には、郊外あるいは駅前には立地する大型店と、それから商店街などの地域社会の利便のいいところに所在しまして、大型店のまとめ買いに対応しまして多頻度購買にこたえていくという、そういう専門店を中心とする流通、その二つの流通形態が共存して、かつ相互に補充し合うことが望ましいというふうに考えておまして、卸売市場といえますのは、この両方の流通に對しまして円滑かつ効率的に生鮮食料品等の提供を図るものであります。

今回の改正も、近年におきます卸売市場をめぐ

る状況の変化を踏まえまして、卸売市場の機能、役割が発揮されるように、一つは関係事業者の経営体質の強化、二番目には公正、公開かつ効率的な売買取引の推進等の措置を講ずるものであります。

この改正によりまして、卸売市場が活性化し、また卸売関係事業者の経営体質が強化されれば、小売店に対するリテールサポートなどの充実が図られるわけでございまして、そうした専門店の利便の向上にもつながっていくものというふうに考えております。

○須藤美也子君 そうしますと、今回の改正で、このように小売業者が切り捨てられる、こういうような市場のゆがみ、これを正すことができるのですか。

○政府委員(福島啓史郎君) お答えいたします。

食品流通 先ほど先生からお話ありましたけれども、基本的には、郊外あるいは駅前には立地する大型店と、それから商店街などの地域社会の利便のいいところに所在しまして、大型店のまとめ買いに対応しまして多頻度購買にこたえていくという、そういう専門店を中心とする流通、その二つの流通形態が共存して、かつ相互に補充し合うことが望ましいというふうに考えておまして、卸売市場といえますのは、この両方の流通に對しまして円滑かつ効率的に生鮮食料品等の提供を図るものであります。

今回の改正も、近年におきます卸売市場をめぐ

る状況の変化を踏まえまして、卸売市場の機能、役割が発揮されるように、一つは関係事業者の経営体質の強化、二番目には公正、公開かつ効率的な売買取引の推進等の措置を講ずるものであります。

この改正によりまして、卸売市場が活性化し、また卸売関係事業者の経営体質が強化されれば、小売店に対するリテールサポートなどの充実が図られるわけでございまして、そうした専門店の利便の向上にもつながっていくものというふうに考えております。

○須藤美也子君 そうしますと、今回の改正で、このように小売業者が切り捨てられる、こういうような市場のゆがみ、これを正すことができるのですか。

○政府委員(福島啓史郎君) お答えいたします。

食品流通 先ほど先生からお話ありましたけれども、基本的には、郊外あるいは駅前には立地する大型店と、それから商店街などの地域社会の利便のいいところに所在しまして、大型店のまとめ買いに対応しまして多頻度購買にこたえていくという、そういう専門店を中心とする流通、その二つの流通形態が共存して、かつ相互に補充し合うことが望ましいというふうに考えておまして、卸売市場といえますのは、この両方の流通に對しまして円滑かつ効率的に生鮮食料品等の提供を図るものであります。

今回の改正も、近年におきます卸売市場をめぐ

る状況の変化を踏まえまして、卸売市場の機能、役割が発揮されるように、一つは関係事業者の経営体質の強化、二番目には公正、公開かつ効率的な売買取引の推進等の措置を講ずるものであります。

この改正によりまして、卸売市場が活性化し、また卸売関係事業者の経営体質が強化されれば、小売店に対するリテールサポートなどの充実が図られるわけでございまして、そうした専門店の利便の向上にもつながっていくものというふうに考えております。

○須藤美也子君 そうしますと、今回の改正で、このように小売業者が切り捨てられる、こういうような市場のゆがみ、これを正すことができるのですか。

○政府委員(福島啓史郎君) お答えいたします。

食品流通 先ほど先生からお話ありましたけれども、基本的には、郊外あるいは駅前には立地する大型店と、それから商店街などの地域社会の利便のいいところに所在しまして、大型店のまとめ買いに対応しまして多頻度購買にこたえていくという、そういう専門店を中心とする流通、その二つの流通形態が共存して、かつ相互に補充し合うことが望ましいというふうに考えておまして、卸売市場といえますのは、この両方の流通に對しまして円滑かつ効率的に生鮮食料品等の提供を図るものであります。

今回の改正も、近年におきます卸売市場をめぐ

る状況の変化を踏まえまして、卸売市場の機能、役割が発揮されるように、一つは関係事業者の経営体質の強化、二番目には公正、公開かつ効率的な売買取引の推進等の措置を講ずるものであります。

この改正によりまして、卸売市場が活性化し、また卸売関係事業者の経営体質が強化されれば、小売店に対するリテールサポートなどの充実が図られるわけでございまして、そうした専門店の利便の向上にもつながっていくものというふうに考えております。

○須藤美也子君 そうしますと、今回の改正で、このように小売業者が切り捨てられる、こういうような市場のゆがみ、これを正すことができるのですか。

○政府委員(福島啓史郎君) たいだいま申し上げましたように、食品流通につきましては二つのトラックがあるわけでございます。そのツートラックに對しまして、大型店と専門店の両方の流通に對しまして、この卸売市場法は公正かつ公開かつ効率的な売買取引を推進いたしまして、円滑、効率的に生鮮食料品を供給していくということで、両方の流通路線に對しまして生鮮食料品等を提供する重要な役割をこれから果たしていかなければならない、今回の改正もそうしたねらいを持つものであります。

○須藤美也子君 今度は、相對取引が今回の改正の中に入っておりますね。公正、公開、効率的、そういう原則のもとに相對取引が入りますと、競り原則は一体どういうふうになつていくんでしょ

○政府委員(福島啓史郎君) 今回の市場法の改正案におきましては、取引方法につきまして、市場ごと、品目ごとの実情に応じまして開設者が、一つは競り売りまたは入札の方法、それから二番目には、一定の割合を競りまたは入札にしまして、その他の部分につきましては競り、入札または相對という取引、つまり最低競り数量の設定方式でございます。三番目は、競り、入札または相對という方式でございます。このいずれかを品目ごとに業務規程で定めるようになっております。

先生御案内のように、競りあるいは相對、それぞれ長所短所があるわけでございます。例えば、競りにつきましては、個々の物品ごとに商品評價なり検品等を厳密に行うという点、あるいはすべての参加者に公正な取引機会を提供するというような点、そういった利点はあるわけですが、他方、多数の小売買参人が一つの市場に集まって、そうした要請でどうしても競り単位を小口とする必要があるような場合には大量の入荷物をさばき切れないということ、さらには短期の価格変動が激しいという点が短所として指摘されるわけでございます。

他方、相對につきましては、産地なりあるいは

量販店・業務用、そういった大口ユーザーが求める安定的な取引関係を構築することができるといふ点、また多数の小売買参人が参加可能な取引時間間の制約を受けずに大量の入荷物を随時取引することができるといふ点での長所があるわけでございますが、他方、透明な取引が行われていないという点につきまして短所が指摘されているわけでございます。

今回、先ほど申しましたように、三つの取引方法を品目ごとに定めるわけでございますが、そこで申し上げましたように、今回の改正で競りがなくなるわけではございません。一番目の方法の競り取引の品目なり、あるいは二番目の方法で最低競り数量を設定する、そういう品目につきましては競りが行われるわけでございます。こうした取引方法をどういうふうにするかにかつてきましては、卸、仲卸、小売業者を含みます買参人などの利害関係者の意見を聞いて定めるようにしております。

また、現在の卸売市場法にも三十六条で、市場利用者を不当に差別したり、あるいは出荷者からの委託を拒否することができないというように禁止規定があるわけでございます。そうした基本的な考え方は引き続き今回の市場法改正においても維持しているわけでございまして、中小零細な小売業者が悪影響を受けないよう、開設者に対しましてそうした中小零細な小売業者に配慮した適正な取引が行われますように十分指導してまいりたいというふうな考えております。

○須藤美也子君 競りについては比重が低下していくというふうな思ふんですけれども、業務規程でそれぞれ品目ごとに定めるとしてありますが、競り用の比率、残すとおっしゃっておりますけれども、どの程度競り用に残すようになるんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほど申し上げましたように、三つの取引方法を市場ごと、品目ごとの実情に応じまして開設者が定めるわけでございます。どういう品目をどれだけ競り、入札でやる

かということにつきましては、各市場の置かれました状況なり品目の特性によって異なってくるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、市場取引委員会等におきまして、卸、仲卸、買参人等利害関係者の意見を聞いて開設者が適切に定めていくというふうな考えております。

○須藤美也子君 今の答弁では、はっきりどのくらい競り用に残すのか、競りというものは最も透明度の高い取引になると思うんですけれども、非常に心配があるわけです。というのは、市場によって七割、八割、現に私の方の地元の公設市場でも相對取引が七割にもふえている。こういう状況の中で、先取り、相對取引、予約、そういったことを業務規程で定めても効力はないんじゃないですか、この分は競りだとかということ、委員会とかそういうところで決めても、実際は相對取引が今七割も八割もどんでん行われている中で、小売業者のために競り用の分を残しておくといつても、その業務規程そのものが効力があるのかどうか、それが非常に疑問なんです、どうですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほど申し上げましたように、取引方法につきましては、市場ごと、品目ごとの実情に応じまして開設者が、業務規程といたしますのは条例でございます。したがって、それがいまして、それに従っていない取引につきましては開設者の議決を経て定めるわけでございます。したがって、これは開設者が卸あるいは仲卸等を当然指導することになるわけでございまして、条例によって取引方法を定めるといいますのは、従来の要綱あるいは通達等で行つておりました取引方法の規制に比べて、非常に厳格度の高いものというふうな考えております。

○須藤美也子君 この前の参考人質疑の中で増田参考人は、相對取引が主流になつてどんどん進んでいる、量販店の都合のいい先取りなどが優先され、顔がきく取引が横行するようになれば公設の資格が失われてしまう、こういう陳述をなさいました。

今回の改正で、市場の取引方法は各市場ごとに

業務規程で定めるといふふうになっておりますけれども、極端な例を挙げれば、市場によっては競りを全く行わなくてもいい、そういうことも可能なわけですね。先ほど来いろいろの答弁をなさっているようですけれども、どうですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほど言いましたように、市場ごと、品目ごとに決めていくということでございます。ですから、ある品目、例えば保存性がきく、あるいは規格性があるようなもの、それらにつきましてはまさに三番目の取引方法で、すべて相對で行われることもあり得るかというふうな思つておりますが、それ以外の品目につきましては、競り売り、入札の方法という一番目なり、あるいは一定数量の競り売りという二番目の方法が定められる場合が多いというふうな考えております。

○須藤美也子君 私が今聞いたのは、競りが全くなくなる市場も出てくるのではないかとということをお願いしているんです。

○政府委員(福島啓史郎君) したがって、市場によつて三つの方法を定めるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、一般的なことでいえば、どう決めるかといふことは、もちろんこの改正法後、開設者が議会の議決を経て条例で定めるわけでございますけれども、今のところ考えられますのは、先ほど言いましたように、貯蔵性のあるものあるいは規格性のあるもの、そういうものは相對取引中心の三番目に行くであろう、しかしそれ以外のものにつきましては、競り、入札、あるいは一定の競り数量を設定するという売買取引が中心になるのではないかとこのように考えております。したがって、その場合には当然のことながら競り取引が行われるということでございます。

○須藤美也子君 私は、さつきからいろいろおっしゃっていますけれども、競りが全くなくなる市場もあるのかどうかということをお願いしているんです。いろいろおっしゃっていますけれども、このことについては答えていません。なくなるという

ことはあり得ないんですか、それともあるんですか。そこをきちんと具体的に、私のような頭でもわかるように答弁していただければ結構なんです。

○政府委員(福島啓史郎君) 一般的な事柄でいえば、競り取引が行われる場合が多いというふうに考えております。ただこれは、先ほど申し上げましたように、この改正法後、開設者が決めるわけでございますので、必ずこれでなきゃならぬというのを今ここで私が決めて申し上げるわけにはいかないことを御理解いただきたいと思っております。

○須藤美也子君 そうすると、この入札のやり方は開設者にゆだねる、こういうことですね。それは重大な問題だと思いますよ。公設の市場に、あと開設者の考え方にゆだねる、そういうことになれば大変な問題だと思います。

そこで、中央卸売市場は自治体の開設によるもので、地元の商店や地元の住民を重視した機能を果たすことが本来の姿ではないかと思うんです。例えば、輸入物が市場に入っている中で、小売業者は地元の生鮮野菜が欲しい、大体多くの地元住民はそれを望んでいます。地域ごとに地場流通が重視されていることも皆さん御承知のとおりだと思います。どこの市場でもさまざまな努力がされている中で、今回の改正は、大スーパーや量販店やそういう相対取引、そういうものに対応した市場取引制度へ一面的に取り組むことになるのではないかと、こういう心配があるわけなんです。

ですから、地方市場よりも効率の高い大きな市場に皆行くんです。例えば、農協さんも、そういうところは全部、大田市場とか大きな市場に物を持っていく。そうすると、地方市場はなくなっていくわけですね。淘汰されていくわけですね。つまり、大きな市場にどんどん流通していく、そして大きな市場が全体を支配するようになっていくのではないかと、こういう心配がありますが、それはどうなんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほど御答弁申し上げましたように、今後の生鮮食料品等の食品の

流通につきまして、大型店中心の流通と専門店中心の流通、それが共存し補完し合うことが必要だというふうに考えております。

それを支える卸売市場につきましても、いわゆる大都市の建て値市場というものと、それから地方市場といいますが、地方の市場が卸売市場のネットワークをつくって円滑かつ効率的な流通システムをつくっていくことが重要だというふうに思っております。特に、産地サイドからは、どちらかといえば大都市におきます建て値市場向けの出荷への要請が強いわけでございますけれども、それはそれとして考えたえなから、例えば効率的な物流システムを考えていくとかいうようなことを取り入れていきまして、全国的、効率的な流通ネットワーク、それは大都市の中央卸売市場、それを補完する地方の地方市場、これらが相まって効率的な流通を行っていくという、そういうシステムをつくっていききたいというふうに思っております。

○委員長(野間勉君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として益田洋介君が選任されました。

○須藤美也子君 大臣にお尋ねします。

私が今質問したんですけれども、相対取引というふうになりますと、地方市場よりも効率の高い大規模市場に出荷するようになっていく、現にそういうふうになっていく。そうすると、市場全体が大規模市場に支配される、そういう危険性が生まれるのではないかと、これを私は先ほどから心配して質問しているんですけれども、この質問に対して的確な答弁がないんです。大臣の答弁を求めます。

○国務大臣(中川昭一君) 先生の御質問は、市場内における競りあるいは入札とそれ以外の方法との御指摘、それから中央市場と地方市場との御指摘、二つ今やとりがかったというふうに理解を

しております。

中央市場に物が集中してということに関しましては、交通手段が発達したとか、いろいろそういう中央に集積しやすい状況になっていることは一方ではあるかと思いますが、地方における市場の重要性というものは、特に小口の八百屋さん、魚屋さんを中心にしたニーズもあるわけでございますので、設備の合理化とか統合などは現にやられておりますけれども、中央市場に物を集積することを誘導したり、あるいはまたそれによって地方が損害をこうむることのないような指導をしていきたいというふうに考えております。

○須藤美也子君 この問題については非常に重要な問題があると思いますが、この問題だけで質問できません。

次に、仲卸の経営悪化の要因は一体どこにあるんでしょうか。簡潔にお願いします。

○政府委員(福島啓史郎君) 基本的には、最近の卸売市場の取扱高の伸び悩み、これは市場経由率の低下なり景気低迷に伴います単価安などがございます。また、固定経費が増加している、人件費なり配送費等でございます。また、経営規模の拡大等の企業努力によります経営改善がおくれているという点。さらには、量販店等の決済サイトの長期化傾向、そういうものを背景にいたしまして仲卸業者の経営は悪化しております。約半分の業者が赤字を計上している状況でございます。

○須藤美也子君 販売代金の回収日数が長期化している問題が第一にあると思うんです。

今回の法改正で、中央卸売市場における売買取引を行う者の決済は、支払期日、支払い方法など、業務規程で設けられております。しかし、この規程は卸業者と仲卸との間を規制するものであって、仲卸と量販店との間にそれを規制するものがあるんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 基本的に仲卸業者と量販店等との決済につきましては私的な商行為によるものでございまして、この両者の決済につきまして行政が規制するというのは困難であるとい

うふうに考えております。

しかしながら、仲卸業者と量販店との決済につきまして、今、先生言われましたような早期支払いにつきましての訓示的な規定を業務規程で定めるといふことを今回の改正法で定めております。したがって、必要な場合には、支払いのおくれているとします量販店等を含めまして、買い出し人を開設者が指導できるというような根拠規定が設けられたというふうに考えております。

○須藤美也子君 大規模量販店の決済についても規制するルールが必要である、このように私は考えます。

また、二つ目は、量販店などの指し値、目玉商品あるいは安値、こういう点で仲卸の負担になっていると思っております。これは仲卸の皆さんからお聞きしたんですけれども、結局は安値とか目玉商品という点で身銭を切らなくちゃならない、そういう状況がある。このように適正な代価が払われていない、そういうことはいざれば消費者にかぶさっていくのではないかと、こういう心配をしている方もいらつしやいます。そういう点で、大規模量販店の決済、あるいはこのような大規模量販店の優越的地位の乱用と申しましょうか、こういうものをきちんと規制する責任が政府にあるのではないかと、これは申し上げておきたいと思っております。

今回のこの法改正は、現在の公平、公開、公正の原則から公正、効率に変わることです。そういう点では卸売市場を基本的にゆがめるもの、つまり競りで透明度が高かった、そういうものが相対取引では価格がわからない、後でないと報告されないわけですから、そういう点では非常に透明性、公平性が失われていく。そういう点で今回の改正というのは、市場にとっても小売業者にとっても、生産者にとっても消費者にとっても大変な問題があるというふうに言わざるを得ません。そこで、卸売業についてはこのことを申し上げて、次に移りたいと思っております。

東京都が都道府県の協力を得て行った全国的な調査によりますと、有機農業が行われているのは総耕地面積で〇・四％、全農家戸数では一％にすぎない。有機農業はこうした農家の犠牲と試行錯誤によって取り組まれていたのが現状なわけですから。

そういう中で農水省として、北海道から九州まで、つまり土壌も気候も違うところに一律にこういう規格を当てはめるということが可能なかどうか、これがまず第一です。

それから、東京都がいろいろな道府県と協力して行った調査があるわけですが、このような全国的な調査を農水省として行うべきではないか。そういう実態調査を踏まえて、表示あるいは有機農業のあり方について皆さんに合意を得る、こういう努力がされるべきだと思いますが、その点はどうですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 最初の問題にお答えしたいと思います。

先生が言われました有機農産物の基準を全国一本で決めるのは問題ではないかという御指摘でございますが、昨年十一月に有機食品の検査・認証制度検討委員会から報告書をいただいているわけでございます。その検討委員会では、生産者、消費者あるいは学識経験者等、利害関係者も含めまして多数参加を願って議論した結果、有機農産物といえますのは国際規格等を考慮しながら、かつ現在のガイドラインも考慮しながら、基本的には化学肥料、それから化学合成農薬を使用しない栽培方法を基本とした農産物であるということ、特に転換期間としましては三年間の転換期間を設けるというようなことが基本的な方向として示されているわけでございます。

具体的に基準をどういうふうに決めていくかというのはこれから問題になるわけでございますけれども、基本的には国際規格なりこれまでのガイドラインの実績、また検討委員会におきます議論を踏まえれば、有機農産物といえますのは化学肥料なり化学合成農薬を使用しない栽培方法を基

本として、三年間の転換期間を設けるといような基本的な方向はおおむねコンセンサスが得られているものというふうに考えております。

○政府委員(樋口久俊君) いわゆる有機農業の実態についての御質問がございましたので、一つお答えをしておきたいと思います。

私も平成七年から八年にかけまして全国を対象に、いわゆる環境保全型農業を実施しておられる農家がおよそ六千五百戸ほどでございますが、この皆さんを対象として聞き取り調査を実施いたしております。その調査結果から、先生御承知のように、有機農業というのはいろんな使い方をされるわけでございまして、無農薬・無化学肥料栽培を実施しておられるという農家数を作目で推計いたしておりますが、水稲でおよそ七千五百戸、野菜で八千九百戸、果樹で一千六百戸という推計をいたしております。これを各作物の販売農家でシェアをしてみますと、それぞれ水稲で〇・四％、野菜で〇・四％、果樹で〇・七％という推計をいたしております。

以上です。

○須藤美也子君 その答弁はこの前の委員会でお聞きいたしました。承知しております。

ただ、東京都のように、実際に有機農業をやっているところが、例えば無農薬でキャベツをつくった、ところが虫が食って葉っぱに穴があいた、それから農薬を使わないで三年たつた、そうしたらその葉っぱを食う虫が、葉っぱを食う虫といふのは悪い虫と言いますが、今度はこの悪い虫をい虫が食って今は立派なキャベツができるようになった、こういうふうな現場では苦労して無農薬の野菜をつくっているんです。

農水省はそういうような現場の実態をつかむ必要がある、そして奨励していくのであれば、そういう人たちのいろいろな苦労をやっぱり全国的に広げていく必要があるのではないかとこのことを申し上げたのであって、同じ答弁を聞く必要はありません。

そこで、有機農産物の表示の適正化については

特定JASで行う、こういうことを「新JAS制度の概要 Q&A」、農林水産省食品流通局消費経済課監修で出していますね。御存じないですか。ここにこうあります。「有機農産物について特定JAS規格が制定されれば、特定JASマークを付けた有機農産物が公的な認証を受けた商品として消費者の信頼を得、広く普及することを通じて、有機農産物についての表示の適正化は確保されるものと考えられます。」と、こういう任意表示で適正化が可能であると、一九九二年十一月にこういうことを監修として出しているんです。それなのに、なぜ今統一した規格で有機農業の表示をやらなければならないのか、そこがわからないんです。なぜですか。

○政府委員(福島啓史郎君) ただいま先生の御質問にございましたように、平成五年のJAS法改正におきまして特定JAS制度を設けたわけでございます。特定JASといえますのは、生産の方法についての基準を内容とするJAS規格を定めることができるようにしたものでございます。

しかしながら、五年のJAS法改正の際に、有機農産物に関する特定JAS規格につきましては、ちょうどその際にガイドラインがこれと同じ平成五年四月から施行されたわけでございますが、このガイドラインの実施状況を見きわめた上でその検討に着手すべきだという附帯決議をいただいているわけでございまして、ガイドラインの実施状況を見る必要があったということが一つでございます。

また二番目には、これは制度的な問題でございますが、確かに平成五年のJAS法改正によりまして特定JASの格付を受けていないものにつきまして特定JASマークを付することは禁止されたわけでございまして、特定JASマーク以外の有機という表示の規制がなかったわけでございまして、そうしたことから、それだけでは消費者の適切な商品選択に資する、いわゆる有機表示の適正化を図ることが不十分ではないかという懸念が消費者等から示されたわけでございます。

またさらに、五年の時点では有機農産物につきましては国際ルールでありますコーデックスの有機食品ガイドラインがまだ検討段階であったというところで、その動向が不透明であったという事情があったわけでございます。

そうしたことから、特定JAS制度ができたのですぐに有機農産物のJAS規格の制定という作業に入ることには行かずに、附帯決議等にもありましたように、当面は有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、つまりガイドラインを適宜拡充して普及していくということが実情でございまして。

○須藤美也子君 参考人の生産者の方々からいろいろ意見を言われて、後で申し上げますけれども、今全国各地を回りますと、有機農業をやるには振興策がなければできない、その振興策も示さないで強制的にこれをやるということは非常に片手落ちではないか、こういう意見があります。この点についてはどうですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生おっしゃってられますように、有機農業につきましては生産者はさまざまに工夫した取り組みをしているわけでございます。農林省といたしましては、消費者の健康なり安全志向、あるいは農業生産のあり方の一つとしての確かな支援を行っていくことが重要だといふふうに考えております。

こうした観点から、今回のJAS法改正では、有機農産物についての表示の適正化を図って消費者への信頼性の確保、またそのことにより需要の増大、さらにはそれに応じた生産の拡大を図っていくということ、もう一つは生産対策として技術情報なり無利子の農業改良資金の貸し付け、あるいは堆肥等の有機物の供給施設の整備、そういう助成を講じているところでございます。

また、今国会に提出いたしました持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案におきまして

は、土づくりと化学肥料なり農薬の低減を一体的に行います農業生産方式として、いわゆるこの有機農業もそのあり方の一つとして該当するわけでございますので、この法律によります支援の対象となる農業生産方式に該当すれば支援をしてまいりたいというところで、まさに表示の充実と生産対策の充実を車の両輪として進めてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○須藤美也子君 大変一生懸命な答弁、ありがとうございます。でも、私の質問はそういうことではないんです。

が違ふというのはそのとおりであります。そこで、現によく御議論いただきますが、適地適産というような言葉もございしますが、やっぱり現時点においても地域条件によつて、例えば米であればほぼ全国的に地域条件によつて、例えば米であれば、それや地方が違ふわけでございます。それを米に例えて申し上げますならば、先ほど申し上げたようなさまざまなニーズあるいはプラス要因を履行していくために、やはりその地域に合った形の有機農業、先生御指摘のような例えば天敵農法、あるいはまたいろいろな有機肥料、あるいはまたフェロモン何とかという技術とか、そういうものを適宜使いながら、さらには新たな技術もこれから積極的に国を初めとして試験研究をし、それを農業者者に提供していくということも含めてやっていくわけでございしますから、それぞれの地域条件の異なるところも、そこに合うような形で有機農業というものを推進していきたいというふうに考えております。

有機農業の振興策については、三年間、おっしゃいましたように無農薬、化学肥料を使わない、こういう農業を行うということでしょう。そうすると、先ほど言いましたように、北海道から九州まで土壌も気候も違う縦長の温暖多雨の日本で、一律にそういう有機農法で生産するということが可能であると考えておられますか。一言でいいです。いろいろな修飾語は要りません。

○須藤美也子君 それでは、大臣、地域に合った形の方法を考えていく、そうすると、コーデックス規格とか国際化に合わせるというのではなくて、日本独自の規格、そういう規格策定というものを考えておられるわけですね。

○国務大臣(中川昭一君) 有機農法、それから先ほど局長から答弁しました持続性の高い農業を御審議いただきましたが、これは趣旨としては大きな意味で一体性のある、関連性の深い法律案だというふうに考えております。

○国務大臣(中川昭一君) これは、コーデックスはあくまでも食品の安全性に関することであるいはまた表示等のことでございしますが、基本的にはコーデックス委員会のガイドラインなり決めに基づいたというのが原則であります。その上に立つて、我が国のそれぞれの地域、自然条件に合ったやり方というものを推し進めていきたいというふうに考えております。

第一に、消費者ニーズが非常に強いということが一つ。それから、生産者にとつても中長期的に見ても極めてメリットがあるということが一方ではある。この二つの大きなメリット、さらには消費者に対しての表示の提供といましようか、情報公開という面からもプラスになろうということでございます。

○須藤美也子君 もう一度聞きますが、国の一律的な規格は当てはまらない、地域地域に合った栽培規格、そういうものを策定すると、こう理解してよろしいのでしょうか。

一方、北海道から九州、沖縄までそれぞれ条件

○政府委員(福島啓史郎君) 現に、先生の御質問にもありましたように、地方自治体で進めております。現在、十二都県でこの有機農産物の認証

制度を実施しているわけでございますが、これは北は岩手県から南は高知県、熊本県まで非常に南北広い範囲で行われているわけでございます。それの基本的な考え方はまさにガイドラインに基づいているわけでございまして、先ほど申しましたように無化学肥料、それから化学合成農薬を三年間使用しないという基本的な考え方を基準として、岩手県から高知、熊本までその基準に沿った認証制度が実施されているということでございします。

先ほど大臣の御答弁にありましたように、これから関係者を含めまして、この法改正後、JAS調査会でもって議論して決めていくわけでございしますけれども、基本的にはコーデックス等を考慮しながら、かつ今までの検討会で議論されました方向、またガイドラインの基準、そういったものはいづれもほぼ同じような考え方に基づいているものでございしますので、そうした考え方で今後細部を詰めていくことになるというふうに考えております。

○須藤美也子君 大臣は地域に合った形で考えていきたいと、あなたの方はあくまでも三年間、無農薬、それから化学肥料を使わない、そういう一律のあれでやると。その辺がちょっとわからないんですけれども、どっちがあれなのか。

大臣がおっしゃったように、地域地域の特性があるわけですね。そういうものに一律にそれを当てはめるということは可能なのかということをお私に言っているわけですね。

○国務大臣(中川昭一君) 今回の有機農産物の基準というものは、あくまでも、先ほど局長から申し上げましたように、三年間の転換期間とか、あるいは農業や土砂が飛んではこないような措置を講ずることとか、あるいは病害虫、雑草の防除に当たっては効率的、生物学的あるいは物理的防除を適切に組み合わせて実施する等というのが基準だということでございます。

このこの雑草、病害虫に対してはどういう天敵が有効なのかとか、そういうような面で地域の特性というものと大いに合った形で効率的なものをやっていくという意味でございまして、原則はあくまでも局長が答弁して、そしてその実態面といましようか、実施面において地域地域の条件の違いを最も効率的にやっていくような形で有機農産物を生産していくということでございします。

○須藤美也子君 両方の意見はわかりました。その地域地域に合ったものを実施していく場合はそういうことを考慮して、一律に強制するという形のものはやめていただきたいというふうに思います。

さらに、基準づくりは地方自治体が行っている検査・認証制度の自主性を尊重する、こういう点が非常に重要だと思ふんです。つまり、有機農業で有名になっております宮崎県綾町では有機認証にかかわる費用、気象災害による減収分は町が負担している、農家だけにリスクを負わせない、こういう体制が整っているということ報道されております。そういう対策が必要だと思ふんです。

そこで、有機農業の振興策として、つまり自治体に任せるのでなくて、あるいはその地域に任せるのでなくて、例えばいろいろな参考人の質疑の中でもありました。山形県は全国で二番目に有機農業の比率が高い県と、東京都の新聞報道によればそうなのでありますが、米沢郷牧場の伊藤参考人は、残念ながら行政からの支援はほとんど得られなかった、有機農業振興法を独立法として制定することを主張してきたと、このように言われております。また、産直運動の齋藤参考人は、行政がきちんと支援する仕組みができれば、海外の運動に比べても日本の運動はその蓄積の豊富さ、自然の豊かさからいって日本がさらに発展する条件は整っている、こういうふうにならわれております。

おります。認証費用をどうするのか、あるいはコスト負担など有機農業の振興のための総合的な支援策をつくる必要があると思うんですが、これはどう考えているのでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 自治体が、地方自治あるいは地域住民の福祉あるいは地域におきまして産業の振興とかの点からいろんな施策を講じているわけでございます。その一環として、先ほど申しましたように、十二都県でもって有機の認証制度が行われているわけでございます。

その中で、国としてどういうことをやっているかという御質問でございます。

先ほど申し上げましたように、有機農業の振興には表示の適正化と生産対策、これは車の両輪であるということを申し上げているわけでございます。そのために、生産対策といたしまして、先ほど申し上げましたように、技術提供なり無利子の農業改良資金の貸し付けなり有機農産物に対する集出荷施設あるいは堆肥製造施設等に対する補助事業などをやっておるわけでございますし、また今回の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案に基づきます各種助成も、当然、有機農業は対象になるというふうに考えているわけでございまして、そうしたものを拡充しながら生産対策を充実してまいりたい、まさに車の両輪として行つてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○須藤美也子君 といいますと、必要な支援策は講ずると理解していいんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほど申し上げましたように、表示の適正化と相まった生産対策の充実につきましまして、今回の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案なども、大きく広い意味で言えば環境保全型農業としてその一環だというふうに考えているわけでございます。

○須藤美也子君 どうもいま一つはつきりしないんですけれども、つくる必要があると私の方では考えているんです。全国でもそういうふうに思っている。そういう支援策を考えて検討するのかど

うかということをお聞きしたいんです。これまでどうのこうのというのはいいいです。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生の御質問が、一つの法律でもってやるべきではないかという御質問であれば、必ずしもその方法だけではないで、今申し上げましたように、それぞれ法律は違いますが、別々な法律ではあるけれども、そのねらいは両者相まって有機農業の振興に資するものであるというふうに考えておるわけでございます。そういう意味では、これからそういう形でもって有機農業の振興対策を講じていきたいというふうに考えているわけでございます。

○須藤美也子君 わかりました。

次に、いろいろな自治体で試行錯誤をやっているわけですが、認証制度の自主性を、先ほど申し上げましたように、尊重する点でも非常に重要だと思ふんですが、一九九三年の改正時に参議院農水委員会での附帯決議、有機農産物の表示を行う産地においては自主的な管理体制の確立など、その条件整備について検討を行う、こういう附帯決議を行いました。今回の改正は、国の統一基準をつくるもので、地方の自主性を奪うことのないように、これはきちんとして確認したいと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、十二都県におきまして実施されております認証制度につきましましては、有機農産物のみを認証の対象とするものと、それから有機農産物のほかに減農薬栽培等の農産物等も認証の対象とするものと、大きく分けて二つあるわけでございますが、いずれも基本的にはいわゆるガイドラインに基づいて行っているわけでございます。

今回の法改正によりまして、有機農産物に関するものにつきましましてはJAS法に基づく制度へ移行するというふうに考えております。

認定機関によりまして認定を受けて、農産物にJAS法に基づきます認証マークを付して有機の表示を行うこととなります。また、その場合に、都道府県がみずから登録認定機関になるかどうか、

これはそれぞれの判断であるわけでございますが、そのようなケースもあるというふうに考えております。

○須藤美也子君 委員長にお願いしたいんです。有機農産物の基準はすべて省令、政令に任せて、よくわからない。これからいろいろ出てくるわけですから、この委員会ではいろいろな委員から問題が出ております。日本の有機農業を進展させる点では各会派とも一致できると思ふんですが、検討されている国際規格や国内基準を本委員会に提出していただいて本委員会で審議をする、こういうことを要請したいのですが、委員長、どうですか。

○委員長(野間利君) ただいまの御提言につきましては、後日の理事会において協議をさせていただきますかと思ふます。

○須藤美也子君 最後に、産消提携とか産直運動でいろいろこういう人たちが心配している問題ですが、産消提携、産直で行われている有機表示の扱いについて、農水省は、表示規制に入らない、こういうふうに言われました。それはどの法文上の規定に載っているのか、それだけ教えていただきたいんです。

○政府委員(福島啓史郎君) 今回のJAS法改正法案の第十九条の十におきまして、格付の表示がなされていない農産物については有機農産物等の表示あるいはこれと紛らわしい表示を付してはならないという規定がございます。

今申し上げましたように、格付の表示がなされていない農産物でございますので、規制の対象は当該農産物に付されている表示でございます。

したがって、先生御案内の産消提携等によりまして、産地での看板なり定期的なニュースレターなりパンフレット等で、生産に関します幅広い情報の提供につきましては今回の規制の対象外ということになるわけでございます。

○須藤美也子君 わかりました。

○谷本義君 初めに、市場法と食品流通構造改善

促進法の関係について伺いたいと存じます。

現行の食品流通構造改善促進法が制定されたのは八年前でありました。私がこへ来たばかりのころでありました。その当時、こで行われていた議論というのは、相対取引が生まれてきている、それから前の晩の市場買い、いわゆる先物取引というのが激増してきている。そういう中で、競りというのをどう維持しようかということについての議論が多かったであります。八百屋さんにしましても魚屋さんにしましても、公平な荷分けに参入することができるよう保証していくのは競りの制度を維持しなければならぬからであります。

そうした議論とともに、もう一つの問題は、八百屋さん、魚屋さんをどういうふうにして商売が維持できるようにしていくか。そのために共同仕入れについて奨励していきましようとか、あるいは食品商業集積施設の整備事業等々を行うようにすることといったような議論等々が行われたのであります。

ところが、今回の法改正は、量販店の進出、相対取引は増加した、したがって競り、入札の原則は撤廃する、市場ごと取引方法を決定する。これは明らかに制度の骨組みががらりと変わっていくということでありまして、八年前のこでの議論からしますと、これは制度的には大転換ということとです。その大転換の象徴的なものは、先ほどの質問にもありましたけれども、相対取引一本でもよろしい、競り部分を残さぬでもよろしいと。法的には確かにそういうふうな仕組みになっていくのじゃないでしょうか。

これまで量販店というのは、大量に仕入れるから安くしろということでやってきた。そういう市場というのは競り市場には通用しなかった。競り市場というのは公正な価格決定と公正な荷分けを保障する市場であるから、したがって公的にこれを支えなきゃならぬということをやってきたわけです。

ところが、骨組みがこまで変わりますと、こ

これは大逆転ですよ。同時に、相対取引一本ということになってきますという、資本が行っておる物流センター等々と基本的にはそう変わりはない、なつてしまふのではないかと。ということになる、何で公的にこれを支えていかなきゃならぬのだという問題が出てまいります。局長、その辺はどう考えておりますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御案内のように、卸売市場といふのは単なる物流センターではないわけでございます。要するに、生産者なり流通業者などに開かれた取引の場としまして、公正、公開の考え方に基きまして取引が行われること、そういうことを確保することが重要であるわけでございます。そのために中央卸売市場につきましましては公的な主体が開設者となり、かつルール設定なり指導監督を行うという形態をとつていられるわけでございます。今回の改正では、そうした生産者なり流通業者などに開かれた市場であるという点での基本的な部分であります。不当差別なり受託拒否の禁止という、そうした考え方は今回も変わっておりません。

今回の改正案で提出しておりますのは、取引方法につきましまして、市場ごと、品目ごとに三つの取引方法が採用できる、それを条例でもって業務規程で定めるということを中心としていられるわけでございます。その中で、基本的な考え方は、公正、公開、効率の考え方でございまして、また、取引結果の公開ということもやっております。また、利害関係者、卸、仲卸、買参人等の参加を得た市場取引委員会の設置等も決めているわけでございます。そうしたことももつて卸売市場が公正、公開、効率の取引が行えるように今回の改正案を提出しているわけでございます。決して今回の改正が卸売市場を物流センターにするものではないというふうな考えでおります。

○谷本鑑君 局長、相対取引一本も可能になるんです。競争部分を残さぬでいいんです。法的には、大転換でしょう。違ひますか。その点はどうか考えますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほどお答えしましたように、制度的にはそうでございます。しかし、相対であっても、価格あるいは数量を公表するという義務がこの卸売市場法で取引される取引につきましましてはあるわけでございます。また、先ほど申しましたように、相対のみという三番目の取引方法は、保存性なりあるいは規格のある、今で言います特定物品が中心になるというふうに考えているわけでございます。

○谷本鑑君 開かれた開かれたと申しますけれども、相対取引の場合には結果を公表するというだけのことなんじゃないですか。それにもう一つこの際申し上げたいのは、改正案の中には、公正な取引を確保することから関係者で市場取引委員会を設置できると、こう言っているんですね。これは大変結構なことなんです。これまでさんざん指摘がありました大型量販店の市場進出、これに大胆に今度は道を開くわけでありますから、市場取引委員会は必ず設けなきゃならぬというふうにして初めてバランスがとれるんですよ。なぜこれを必ず置かなきゃというふうにしなかつたんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) 市場取引委員会におきましては機能、役割は、先ほど先生が御発言になつたとおりでございます。日々の公正かつ効率的な取引を確保していくためには、関係者の意見を聞く、あるいは関係者が改善意見等を述べる、そういうための市場取引委員会が必要だということでございます。

こうした委員会の設置につきましては、地方分権の観点から任意設置としていられるわけでございます。これは今の内閣の方針あるいは地方自治法の建前からそうせざるを得ないわけでございます。が、法律上この取引方法等の業務規程の変更につきましましては利害関係者の意見を聞くことを義務付けておられるわけでございます。その場合に市場取引委員会でもって聞けばそれに該当するという規定を設けております。したがって、実際には

すべての卸売市場におきまして市場取引委員会の設置がなされるものというふうな考えております。

現に、現行の十三条で卸売市場開設運営協議会というのがあるわけでございます。これも任意設置でございますが、実際はすべての卸売市場におきまして設置されておられるわけでございます。取引委員会も同様のものになるというふうに考えております。

○谷本鑑君 何ですか、最後の方。

○政府委員(福島啓史郎君) 同様の、つまりすべての卸売市場で設置されることになる、そういうふうな指導してまいりたいと考えております。

○谷本鑑君 指導をしていくのであれば、これは新しいシステムの中にきちんと位置づけていかなきゃならぬんじゃないんですか。

○政府委員(福島啓史郎君) それで、地方自治法との関係あるいは内閣の地方分権の方針等の関連もありまして強制設置というわけにはいかないわけでございます。強制設置といふは工夫をいたしまして、先ほど申し上げましたように、法律上は任意設置でございますが、業務規程の変更等につきましましては利害関係者の意見を聞く、その際に取引委員会の意見を聞くということでもってかえることができるように、いわばそれを指導の根拠としてすべての卸売市場で設置されていくように指導してまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○谷本鑑君 私が申し上げているのは、新しい制度をつくる上でのシステムとしてそれをきちんと位置づけるべきじゃないんですか。それがあるわけで、それがあって初めてバランスがとれるということにもなるんですよというふうに申し上げているんです。

大体あなたも御存じだろう。相対取引というのは公開性を非常に嫌う習性があるんです。それだけにこれだけの大胆な、私に言わせりゃ逆転だ、大逆転をやるときに、その歯どめになる装置をきつとシステムの中に位置づけるべきやうそ

ですよ。それは分権がどうのこうのという問題じゃないですよ。そう思いませんか。

○政府委員(福島啓史郎君) したがって、市場取引委員会がすべての中央卸売市場でもって設置されるように、改正法の十一、二条におきまして、まず原則としましては、この業務規程の変更につきましましては卸、仲卸、それから買参人その他の利害関係者の意見を聞かなければならないという規定を設けております。ただし、第十三条の二第一項、つまり市場取引委員会の意見を聞いたときはこの限りでないということ、ここでもって市場取引委員会を業務規程の変更等においては必ず設けて意見を聞くという指導根拠にしているわけでございます。いわば地方自治法との関係ではぎりぎりのところだということを御理解いただきたいというふうに思います。

○谷本鑑君 ここまで来ますという平行線になりますから、その話はその話でまた別途、機会を新たに議論をしたいと思ひます。

続きまして、大臣に伺いたいんです。大型量販店が大量進出をいたしました。そして、相対取引もふえてきました。言うなれば、現状追認的な法改正という話もしばしば私どもも耳にしてまいりました。現状は現状で、これは一定程度の追認が必要であることは言うまでもないんですが、その先一体どうしていくんだということについて、この法案を読んでみてさっぱり見当がつかないんです。

今、局長と私のやりとりを大臣は聞いておられます。何か私の側が弱者救済的な立場でもって論陣を張っているのかというふうに誤解されても困ると思ひますので、ここではつきり申し上げておきたいのであります。

それは、八百屋さんや魚屋さんと量販店は全く性格が違う。八百屋さんや魚屋さんというのは地域社会の一員です。量販店は売れ筋のものしか売れません。試しに大臣、量販店へ行つて二百字詰めの原稿用紙を売ってくれと言つてみてくださいます。売ってくれませんか。四百字しか置いていな

いんです。二百字は売れ筋じゃないからだめだと、こう言うんです。ちなみに、例えばリンゴジャムをつくる、それに見合ったリンゴを売ってくれと言つても、そんなものは売れ筋じゃないから売れません、こうくる。このところが違うんです。八百屋さんや魚屋さんというのは、地域の生活者の寸法に合わせた物を売っている。このところが違うということ。

そして、町場では、地域社会を支えているのは商店街の皆さんなんです。これは、ひとり暮らしの老人についても、最近、農林水産省の助成措置等々もあつて、受注配達といひましたか、そういうことをやつてみると八百屋さんも出てきておる。若い人がいなくなり商店街は人を雇つてでもお祭りのおみこしを担ぐ、そういうふうにして町場の地域社会というのが維持されております。

それにもう一つ申し上げておきたいのは、量販店が進出しますと地域経済への大打撃が出てきます。商店街に今まで納めていた地場の食品加工業、これがまずお手上げになる。それから、商店街に投下されていた日常の買物物が量販店に集中されるようになってくると、これが今度は地場に循環してこない。だから、信用組合がお手上げになります。地方銀行が困つた困つたという状況になつてきます。

それだけに、今、商店街の再建というのはこの自治体も問題視するようになってきておりますが、そこで一番大変なのは八百屋と魚屋、これがないんです。やつてくれる人が少ないんです。しようがないところは、商店街が株式会社をつくつて、そこでもつて八百屋、魚屋をやるといふようなことまでしながら商店街の再建をやっているというふうな状況等々が見られます。

こういう立場で見えますというのと、どうも今回の法改正というのはそういうところを全く無視した法改正なのではないのかと私には思われてしょうがないのです。これから先をどうするか、そのところをひとつ大臣、おっしゃつていただ

ませんか。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘の趣旨は私もよく理解できるわけでありまして。消費者から見れば、大型店と小型の専門店、いわゆる八百屋さん、魚屋さん、これは両方それぞれ多少のニーズの違いがあるのではないかと。ともに現在の消費者は、特に大都市においてはそれを必要としているのではないかと。いふに考えております。したがって、本法律案につきましても、その両方について相対もやるべきであるけれども、一方では八百屋さん、魚屋さんといった小規模な小売業者の利便の向上にもつながらるような体制をつくつていかなければならないというふうな考えております。

個人的な例で恐縮ですが、私は目黒に住んでおりますが、大変大きな、量販店というよりもデパートぐらいの七階建て、八階建ての大スーパーがあります。その歩いて二十メートルぐらいのところに八百屋さんがございまして、いつも不思議に思つておる。十五メートルも歩けばもうばかどかいスーパースーパーマーケットみたいなものがあるわけですから、よく頑張つておるなというふうな思いながらいつもその横を通るわけでありまして。

やはり、専門家、プロフェッショナルとしての知識なりサービスというものは、何か細切れになつたマツタケをばんと積んであつて、これを幾らだというのをただレジのところに行つて金を払うというのとは違う。格好いい言葉で言えば触れ合い、あるいはまた情報提供・交換がありますし、また先生御指摘のように、商店街の空洞化というものを避けていかなければならないわけでありまして、私も個人的には、弱者というよりもやつぱり町の必要なお店としての八百屋さん、魚屋さんの存在というのはこれからのいろいろな意味で、多面的機能を持つておりますので、必要だろうというふうな考えております。

の効率性のみを追求するものではなくて、子供に対する教育的観点、八百屋さん、魚屋さんへ行つてそういうところでの知識を得るとか、そういったいろいろな機能がこれからますます期待されていくというふうな考えておりますので、その辺にも十分配慮しながらこれからの行政を遂行させていただきますと考えております。

○谷本義君 現状追認から、この先どういう展望を開いていくかということについて御見解を伺えなかつたのが残念です。

今、大臣がおっしゃつたこととの関連でもう一つ私から申し上げておきますというのと、とにかく家族は崩壊状況ですね。そして、今は地域社会が崩壊状況になつてきているんですよ。人間制度の基礎が揺さぶられてしまつていくという状況なんですね。それだけにこの競争市場問題というのは重視していただきたいということをお願いしながら、次に大臣への質問に入らせていただきます。

自給率の維持向上に向けて日本型食生活を伸ばしていかなきゃなりませんということ、基本法論議の中でもこれまで再三言われてきたことでもあります。それとの関連で御意見を伺いたいと思つたのは、八百屋さんや魚屋さんを生かすことを考へてはどうなのですかということでありまして。

と申しますのは、八百屋さん、魚屋さんにしても、これは古くからそうでありましてけれども、料理の仕方を伝授しながら売っていくというのが対面販売上の特徴なんです。ですから、今の法律が八年前につくられたときにも私は申し上げたんですけれども、八百屋さん、魚屋さん全部とは言いませんけれども、やつぱり食に関する情報センター的な機能を持つてもらうことができるような、何か工夫をする必要があるのではないかと。いふことを当時の馬場局長にも何度か私は申し上げたことがあります。これは上手にやれば、大きな魚屋・八百屋さんで人手があるところなどはそういうことがやれる可能性があるんです。ですから、日本型食生活を伸ばしていく上での八百屋・魚屋さんの活用についてお考えがあればひと

つお聞かせいただきたいのです。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほど大臣から御答弁ありましたように、これからの流通としまして大型店の流通と専門店の流通、それが片一方どちらか一つ、つまり量販店が残つて専門店がなくなるといふことは避けなければならぬわけでございます。共済、補完する関係が将来の望ましい姿であるというふうに考えておるわけでござい

ます。

それで、今、先生の御質問でございますが、そういう観点から、八百屋さん、魚屋さんが地域の食・物情報センター的な役割を果たしていけないかということでございます。そういう機能が対面販売という特徴があるわけございまして、買い物に來られた奥さん方に料理方法を伝授するなどしながら、国内の農産物等の特色あるいは調理のポイント等を教えていくことは重要なことというふうに思つております。

そうしたことから、先ほど先生の御発言にもありました食品流通構造改善促進法に基づきます構造改善事業等によりまして施設整備等を行うとともに、専門小売業者が中心となりました料理教室の開催等の支援をしております。

これは例示でございますけれども、東京都青果物商業協同組合の青年会が、例えば江上トミ先生に講師になつていただいて、野菜を使った料理教室をやるとか、あるいは熊本県の八代鮮魚商業協同組合がマグロの解体、あるいはマグロ料理を紹介する等をやつております。そうしたものを平成十年度で六十三件ばかり支援をしております。そのほかビデオなり専門家の相談員等を配置するなどしてあります。

また、いわゆる電子御用聞きというふうな形でケーブルテレビやインターネット等の最新の情報機器を活用しながら御用聞きを行う、そういうシステム完成に向けての支援事業も現在行つていくわけございまして、そうした専門店が地域の食・物情報センターという役割を果たしていけるように積極的に取り組むよう支援をしてまいり

たいというふうに考えております。

○谷本鶴君 それから、この八年間の変化というのは、市場では量販店の進出ということがありましたけれども、もう一つは、そうした量販店の進出とともに産地の大型化というの、一定程度進んできたという状況がありました。そうした中で相対取引が増大して流通の広域化というのはずっと進んできておりますけれども、それが進めば進むほど、自給の社会化と言われるような朝市それから直売、これは大不況の中で年々二割ぐらいずつの伸びになってきております。また、産直運動などを見てみますと、広域流通の中で淘汰されてしまった地方品種というのがよみがえるような状況が随所で見られるようになってまいりました。

こうした地域的な動きを農林水産省はどうとらえておられますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 御案内のように、保冷技術が高度化したり、高速道路網の発達あるいは量販店の進出、そういうことを背景にしましては広域流通というのが進んでおるわけでございまして、他方、より鮮度の高いもの、有機農産物等のこだわり商品、あるいは生産者の顔の見える商品等を求める消費者の意向を反映しまして、今、先生の言われた朝市なり産直の販売所等の取り組みも広がっているところでございます。

そうした流通経路の多元化といえますのは、多様化します消費者ニーズに的確にこたえていくものにもなるし、また農業者の所得なり国内農産物の需要の確保にも資するわけでございまして、ひいては農村の活性化なり国民の農業・農村への理解、関心を深めるという効果も期待できるわけでございまして、そういうことから、市場流通と朝市、産直販売等の取り組みが相互に補完し合いながら行われて国民への食料の安定供給が行われているというところは望ましいというふうに考えております。

また、現に行われているものとしては、例えばJA花園などは相当の販売額を持っておりま

す。また、女性グループだけで運営しております静岡県のくまかあさんの店というようなものもございまして、そうした創意工夫をしながらいろんな流通経路の多様化が進むことは望ましいことだというふうに考えております。

○谷本鶴君 市場流通と産直型の相互補完といましようか、そうしたことを考えていかなきゃならぬという意味のお話もございました。

そこで申し上げたいんですけれども、規格や容器も統一された大型商材は情報取引の時代に恐らく入っていきにくいといういわゆる地場野菜等について評価がでないという価格を決めることができません。それだけに、私は地方市場をどう生かすかというのを考えるべき時期にきたのではないのかという。いや、むしろ地方市場を生かすという工夫を土台にしながらかの流通のあり方を考えていくべきなのではないかと思えます。なぜならば、大産地化という、量販店の進出ということによる広域流通というのは、一面的には確かに合理性がありますけれども、やっぱりかなり大きなマイナス点があります。

産直それから地産地消などの運動で見てみますと、先ほどと淘汰されてしまった地方品種がよみがえってきたというのを申し上げましたけれども、日本の野菜というのは、私が農民運動に入ってから、亡くなられた朝日新聞の団野信夫さんに教えられたのは、百四十種類を超えているぞ、日本は世界一だ、そういうものをどう守っていくかということをおまえられは考えなきゃいけないぞということをおまえられは考えた。こっちは合理化合理化というようになことを考えるような時代でありましたから。

流通の合理化が徹底された国で物を食べてみますと、確かに野菜がべらぼうに不足しているというのか品種が少ないうですね。日本型食生活を伸ばしていく上で、変化に富んだ日本列島、それだけに多くの品種の野菜ができるということは、これこそ私は大事にしていかなきゃならぬことだろう

と思うのです。

ですから、先ほど大臣が有機農業問題で地域地帯ということをおっしゃいました。ここを大事にしていくのには、広域流通ということだけじゃなくて、やっぱり地方市場を活用した地方流通をどうよみがえらせるか、これを考えなきゃいけないと私は思います。

もう一つの問題をこの際言わせていただきますという、新農政の命題になってきたのは中山間地域問題なんです。これは農林水産省の再編成による新しい課題の一つにも中山間地域問題が出てくるんです。これは同時に環境問題です。

よく私も地方へ行きますと、谷本さん、あそここのところの集落は間もなくつぶれるぞ、あそこはもうつぶれたよ、一家で集落ごと村をおりましたという話を聞かれます。私がそのときいつも思うことは、その人たちが山をおりることによって何十ヘクタールか何百ヘクタールかの山を一体だれが守ってくれるんだらう、これで川は一層だめになる、水がだめになるという思いをしたことが随分あります。

そういう地域は地域で生きていくことができるような状況にしていけるには、私は競争を中心とした地方市場の活用を考えていかなきゃならぬと思うのだが、いかがでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、先生から御指摘がありましたように、中山間等で特色のある農産物を生産していく、そのことによって所得の確保を図っていくということは非常に重要なことだということを思っております。そうしたものに販路をどうやって提供するかとなりますと、どうしてもロットが小さいということもありますので、先生が今言われたように、地方市場といえますか地方の卸売市場が販路を提供し、それを売っていくということが重要だというふうに考えております。

そうした中で、この卸売市場、特に地方卸売市場は、今、大都市の中央卸売市場、特に建て値市場等からの転送物に依存する割合が高くなりつつ

あるわけでございまして、そういうことの中で地方市場らしい特色を出していかないと生き残り策が難しくなるわけでございます。そうした点からも、統合等の施設整備によりまして、施設の刷新によりまして近代化と並んで、集荷力を強化するために地場野菜等の地場物の集荷力を高めていくことも重要だというふうに思っております。

現に、京都等の京野菜といえますのは、生産振興と相まって、それをいかに付加価値をつけて売っていくかという意味での市場の役割も大きいものがあるわけでございまして、そうした地場流通システムといえますが、農業と流通業を含めた食品産業の連携などを含めました地場流通システム、そういうものも今後検討、対応していかなきゃいけないだろうというふうに考えております。

○谷本鶴君 では、続きまして、JAS法の関係について伺いたいと思えます。

初めに、認証と表示問題にかかわる若干の点について伺いたいと思えます。

せんだって、参考人をお呼びしてお話を伺った中で、例えば伊藤参考人は、九州のある生産者グループの例を引き合いに出しまして、農地面積二ヘクタールで圃場の枚数が五十から百五十枚、年三回の収穫、圃場ごと品目の認証とすると書類の準備は最大四百五十通となるというふうなお話等々がありました。

これは大変だなという気がしましたけれども、伊藤さんが触れていないのもっと難しい問題は、やっぱり証拠書類の整備が大変なものではないかと思われまして。作業日誌をつけなきゃならぬ、それも栽培から保管から輸送にわたってということになるわけがあります。しかも、種苗から諸資材などを購入していく場合に、これは有機に反するものじゃないかということが立証できるような領収書だつて恐らく整備しておかなきゃならぬんじゃないでしょうか。

伊藤さんは圃場の枚数の問題に触れましたけれども、肝心なことを落としました。一圃場一品と

は限らないということでもあります。特に、優秀な農家は品目は多いですが、これは局長も御存じのとおりだと思います。欧米のように気象条件が日本と違って有機がやりやすいところはそれなりにやれるでしょうし、そしてまた圃場も大きいわけでありますから、そうしたところと比べると日本の農家の場合の認証と表示、これは大変な手間を伴うと思うんです。

簡便化を図るという話は前もって伺っておりますが、ともかくも損害賠償要求が起きた場合にもたえ得ることができるようなものにしなければならぬというわけがありますから、簡便化といっても限界はあると思うのだが、その辺はどんなふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 有機農産物の表示の信頼性を確保するためには、検査・認証制度のための、先生御発言になりました最低限の負担といえますが、認証機関に認証手数料等を払うこと、あるいは記帳することなどの負担を伴うわけでございます。そのコストは、表示によりまして付加価値を乗せて販売できる、その利益を享受できま

す生産者等が基本的には負担するものだというふうにご考へるわけでございます。

現実には、消費者モニター等の調査によれば、八割以上の消費者が通常の野菜と比較しまして価格が割高であっても有機農産物を購入したいというふうにご考へておりますし、また六割以上の消費者が検査・認証制度が導入された場合には認証されたものを積極的に購入したいと言っているわけでございます。そうしたことから負担する手数料等の市場価格への転嫁というのは基本的には可能ではないかというふうにご考へられるわけでございます。

ただし、その負担を少なくすることはもちろん必要なことでございまして、前回の御質問にもお答えしましたように、例えば生産組合なり農協等が生産行程管理者となりまして一括して認証を受ける、あるいはその手続等がある程度、記帳等を代行するなど含めまして、そうした負担をでき

るだけ軽減するための指導等をしてまいりたいというふうにご考へております。

○谷本義君(局長、ひとつお願いがあるのですが、簡便にするというのであれば例えば簡便なひな形をつくることといったことが大事じゃないかと思ひますし、それからもう一つは、スタートしてみても簡便化ということについていいアイデアがあればどんどん取り上げていく、そういう改良を加えていく、そういうふうなこともお願いしておきたいのだが、いかがでしょうか。時間がありませんので、簡単に答えてください。

○政府委員(福島啓史郎君) 御指摘のように、様式等の統一なりアイデア等の採用等をこれからやっていきたいというふうに思っております。

○谷本義君 それから伺いたいのは、今、局長が答弁の中で言われました手間と費用がかかる、これは市場がそこそこは償ってくれるだろうというお話がありました。それからまた、あなたの局の方に伺いますというご減収問題、有機は収穫が三、四年安定しませんから、それについても市場が償ってくれるであろうという話をこの間、私は伺いました。

何かすべて市場原理に任せれば何とかなるんだというふうなお話のようでありますけれども、そうであつたら、今まで有機農業を産消提携でやってこられた皆さんは、さんざん苦勞しながら産消提携というものでやらなければならなかったのは一体何のためかという気がするんです。市場が本

当に報いてくれるんでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほどお答えしましたように、消費者モニターの調査によれば、八割以上の消費者が有機農産物を価格が割高であっても購入したい、また六割の消費者が認証されたものを積極的に購入したいというふうにご考へてお

る、そういう調査が出ております。また他方、今度が生産者の方のアンケートによりますと、有機農業を営む農家の経営状況につきまして、十分成り立っている、あるいは何とか成り立っているというのを加えますと全体の七割にも達しております

すし、またこれら農家の四割は有機の栽培面積を拡大したいという意向が出ておられるわけでござい

ます。こうしたことから見まして、基本的には有機農産物の生産あるいは販売コストを価格に転嫁、吸収することは可能だということに考へております。しかし、そうしたものをできるだけ少なくする、コスト等を低減していくことは必要であります。

こうしたJAS法改正等によりまして有機農産物の表示の適正化が行われることによつて、消費者の有機農産物に対する需要増が見込まれマーケットが拡大すれば、生産の方も拡大できるわけ

でございます。そうしますと、当然のことながらコストの低下も期待できるわけでございまして、また先ほど来申し上げておりますように、堆肥肥

あるいは集出荷施設等の補助事業なり、農業改良資金等の貸し付けあるいは試験研究等、国として

もそういう有機農業の生産面からのバックアップ、支援策を講じてまいりたいというふうにご考へ

ているわけでございます。

○谷本義君 日本の場合は、安い輸入農産物があるから、それからまた環境保全に逆行するような農法で低コスト生産が行われている、そういう農産物も出回っております。それだけに、これまでの例で見ても、有機に切りかえましたが、有機に切りかえたという話が非常に多いんです。何と云つても有機農業生産を振興しようというのであれば、市場原理を言う前に、生産リスクをどう補うかというそのための条件整備、これがなけりやうでございます。

そこで、まず幾つかの点を伺いたんですが、その第一点として伺いたいと思ひますのは今の種苗問題です。これは局長も御存じでしょう。有機農業ということになってくるとまず種からの心配

になってきます。今の種苗は、農業や化学肥料の使用を前提にしたものばかりであります。有機農業への第一の関門はそれですよ。私の友人なんか、中山間地域を回って歩いて古い種を探して、これでやってみるんだということをおっしゃって

いた方もありました。みんな苦勞していますよ、種の問題では。ですから、病虫害に強く高温多湿に合う種苗開発、これをやらなくともうまいき

ませんよ。

生産リスクを補ううちの第一の点としてこの種苗問題があるのだが、その点はどうなふうに対策を講じられておりますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、先生御案内のよう

に、種苗開発を含めまして有機農業の生産方式、これを地域の実情に応じて開発、確立していくということが重要だということに思つております。そのために、普及所等の協力も得ながら、新しい生産方式の一つとしての有機、これの具体的な御案内の種苗の問題であるとか、あるいは堆肥肥のつくり方であるとか防除のやり方であるとか、そういったものをその地域の実態に合せてよりきめ細かく確立していく必要があるだろうというふうにご考へております。

そういう意味では、有機農産物につきまして単に表示の充実を図るのみならず、生産対策につきましてもきめ細かな支援あるいは助成策を講じていくべくこれから、先ほどの伝統的な農業の生産方式の導入方もございまして、また試験研究の充実もございまして、そうしたものの充実を図つてまいりたいというふうにご考へております。

○谷本義君 二つ目の問題は技術問題です。

市町村長さんなどでも有機をやりたいと思うが、ということでは、はたと迫ってくるのは種苗の次は技術問題です。それは何と云つたって今の技術体系は農業と化学肥料を使うということを前提に

してでございまして、有機農業と化学肥料を

てくるわけでは

ありません。その点についての対策はどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 基本的に、技術開発、革新的な技術につきましては国との試験研究機関におきまして研究開発をございまして、また地域実証的な技術につきましては普及所、普及組織

等を通じてその技術を開発、普及していくということが重要であるわけでございます。特に、有機農業の場合、いわば慣行的な農業と違って新しい試みになるわけでございますので、特に防除の面それから堆肥等の供給の面、そういった面につきましまして普及組織等の協力を得ながら地域に合った技術を開発、普及していくことが重要だと思っております。またそうした支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○谷本義君 三つ目の問題は、言わずと知れた話になってまいりますけれども、農法転換中の減収問題であります。

先ほど申し上げましたように、収量の安定が得られるのは三年から、物によつては五年かかります。その間の減収をどうするかということになります。産消提携をやっている私の知り合いの団体なんかは、消費者団体や生産者、それからまた農協、そして市町村などで基金をつくりながらやっているといたつたような例等も見受けられますけれども、全国どこでもそれをやれというのは非常に難しくという気もいたします。

そこで思い浮かびますのは、農業共済制度の対象にできないかということでもあります。ともかくも気温が上がりますという病虫害の発生というのはまるで違つてまいります。有機農業をやる中で進学中の子供を抱えていて、とてもこのままやり続けることはできませんといつておやめになつた方がありましたが、それはそうした事情に基づいたものであります。

ですから、農業共済の対象にするといつたようなことを検討できませんか。

○政府委員 福島啓史郎君 今の農業共済制度といひますのは、農業者が通常の保険でいへば善管義務でございますし、農業共済であれば通常の農業者の行、例えば防除等を行うことが条件といひます。前記となつてゐるわけでございます。したがひまして、即ちそうしたものに有機農業に取り組むことにはいろいろ問題もあるかと思つております。

先生の御質問に對しましては、むしろ私は、生産組合なり農協等の単位でもって有機農業に對応していくということが一つの取り組み方ではないかというふうに思つてゐます。そうした集団的な取り組みによりまして、手数料等のコストの低減を図ると同時に市場開拓を行う、また代金回収等も行えるようになります。またそうした中で危険分散といひますが、作目の分散を図る、あるいはその中の減収等があつた場合の積立金等もいろいろ工夫すれば可能な方法ではないかというふうに思つておりました。そうした方が考えられる望ましい方策ではないかというふうに思つております。

○谷本義君 生産リスク問題で三つの点について伺ひましたけれども、そこでまどめの意味で大臣にひとつお答えをできればよいといひたいんです。

大臣も御存じのように、日本の有機農業生産といひるのは、〇・四％という数字を聞いたことがありますが、どうやらそこには減農薬も入つてのことだといふ話も聞いたことがありまして、ともかくも異常に低い。例えば、ヨーロッパで見てもさういふと、オーストリアやスウェーデンなんかは八％台になつてゐます。そして、日本以下といひうのがEUの場合は非常に少ないといふふうに見受けられます。

結局、国際社会といふことで見てみますといふと、EUの有機農業を青年としますと、日本は幼児、子供ですね。これが今の開放体制のもとでともに勝負をしなきゃならぬといふことになつてきますといふと、私は非常に大変だといふふう

に思つてゐるわけでありまして。先ほど申し上げましたが、有機基準それ自体がヨーロッパ向きです。日本向きとは言へません。農業登場以前の日本の老人を見れば、みんな腰が曲がついてゐた。何で老人は腰が曲がついてゐたか、草との闘いですよ。それがさういふ状況を生んできてゐるわけですね。そういう意味では、ヨーロッパの農業やアメリ

カの農業と日本の農業は非常に違つてゐる。つまり、ハンディがあるわけですね。それだけに、今申し上げた三つの点を初めとして、有機農業が育ち得るような条件整備に力を入れていただきたいのであります。ヨーロッパの場合も調べてみましたら、さういふ所得補償も含めた助成制度がある順序に有機が盛んになつてゐるなどいふのが大体の共通したものであります。それだけに、この際ひとつ大臣にその点をお願いしたいのですが、いかがでありますか。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、先ほど申し上げた〇・四とか〇・一といふことで、まだ非常に比率が少ない。しかし、有機農産物のニーズは、消費者においてももとよりでありますけれども、持続性の高い農業という観点からも求められていくものだらうと思ひます。しかし、先生御指摘のように、種あるいは技術あるいは収入の關係の問題点、それぞれ直面してゐる現実的な問題だらうといふふうに思ひます。したがひまして、我々といひましたしては、その大きな有機農産物の推進といふ方策の中で、いろいろな問題が発生する場合には、できるだけそれに対して農業者あるいはまた地方自治体、そして我々として農業者となる適切な本格的な有機農法がスタートできる、離陸できるようにしていかなければならぬといふふうに考えております。

先ほどの御質問の逆になりますけれども、それぞれの地域でそれぞれの特別な問題の発生も予想されるわけでございますから、よく的確に情報を収集し、またさういふところから、その新しい技術指導もとれる体制をしきながら、この新しい体制に向けて生産者の皆さんが、収入的には高いといふアンケートも出ておりますので、さういふ方向で大きな流れが前進できるように注意深く我々も見守つていきたいといふふうに考えております。

○谷本義君 最後に、行政裁量の問題について伺ひます。今度の法律を読んでみますといふと、どうも行政一任的な性格が非常に強い。認証機関といふの

は登録で済みますが、ところが認証機関の業務規程は認可事項だといふふうになつております。なぜ業務規程は認可なのか、肝心の認可の要件さえ示されておられません。認証の基準の制定にしましても、これはたしか第十五条でしか定められておらず、認証機関の認証した場合は報告の義務づけ、これもたしか第十七条でしか決めてられております。十分なるチェック権限を持つた上で業務規程を認可事項とするのは、どうもがんにがらめの官庁統制といふことになりはしないかといふ危惧を私は感ずるのであります。

ともかくも、日本の農家といふのは自由によれるからもうからなくともやるといふ人が多いのであります。支配されず、管理されず、創意工夫で頑張ることができるから百姓をやつてゐるんだと、特に有機農業生産の農家にはさういふ人たちが多いいわけでありまして。それだけに、有機農業生産を伸ばそうとするならがんにがらめ的なあり方といふのは避けなければならぬのではないかと當たつてはやつぱりよく関係者等々の意見なども聞きながらやつていただきたい、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員 福島啓史郎君 業務規程につきましましては農林水産大臣の認可にしているわけでございますが、これは先日、小川先生の御質問にもありましたように、各登録認定機関によつてばらつきが生じないようにする、そのために行つてゐるものでございまして、必要最小限の検査・認証を行ふことを担保するためのものではないかと存じます。

さういふことから、今後の政令なり省令なりでもつて具体的な内容を固めるわけでございますけれども、もちろん基本的にはJAS調査会等でもつて関係者、生産者、消費者等の御意見を聞いていくことになるといふふうになつております。したがひまして、今、先生の御心配の、余り行政の介入にならないように、必要最小限度のものにとどめるように念頭に置いて対応してまいりたいといふふうに思つております。

○谷本議員 終わります。

○入澤議員 きょうは阿曾田先生がフィリピンにえさ米の勉強に行っておりますので、ピンチヒッターとして代理質問させていただきます。
最初に、卸売市場法関係につきまして幾つかの事実認識につきまして、当局の見解をお伺いしたいと思ひます。

今回の卸売市場法の改正は、流通の実態がかなりここ数年大きく変わっている。例えば、生鮮食料品の市場経営率が非常に低下している、それから市場外流通が拡大している、それから卸売業者を初めとして市場関係者の経営が悪化している、さらには産地の大型化、それから大型エーザーの発言力の高まり、さらに生鮮食料品等の輸入増加、こういうように生鮮食料品をめぐる流通の形態、内容が非常に変わってきている。
こういう中で、卸売市場制度が持っている三つの機能、要するに価格形成機能、それから集荷分散機能、それから代金決済機能、この三つの機能を堅持しながら流通の実態に制度を合わせようとして改正されたものかどうか、まずその点を確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、先生から御発言がありましたように、近年の生鮮食料品等の生産、流通、消費の変化に対応して引き続き卸売市場がその持つております機能を低下させることなく安定的な生鮮食料品等の流通の拠点になるということ、そういうことを念頭に置いているわけでございます。

具体的に言えば、卸売市場の役割であります消費者への迅速かつ効率的な生鮮食料品の提供、あるいは生産者に対します確実な販路の提供、あるいは流通業者に対する取引の場の提供、そういった役割を引き続き果たせることができるように、この卸売市場法の改正を行ひまして、市場関係者の経営体質の強化、また公正、公開、効率的な売買取引の確保等の措置を講じようというものでございます。

○入澤議員 今のような御答弁でありますと、例

えばこれから流通の実態はさらに変わってくる、このような特別の法律をもとにして卸売市場制度を維持するという場合に、最後に骨格として残る法律事項、法律に規定しなけりやいけない事項は何と何でしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 卸売市場の基本的な役割につきましては先ほど御答弁申し上げたわけでございますが、その役割を達成する上での卸売市場の機能でございます、先ほど先生から御説明のございました品ぞろえ、集荷・物流機能、それから価格形成機能、決済確保機能、そういったものをこの卸売市場でもって果たしていくためには、卸売市場法の中で、一つは売買取引の方法につきましては公正、公開、それから効率的な売買取引の確保、それから公的な施設を独占的に使用する卸売業者、仲卸業者、買参人等の指導監督規定、またそこで施設整備に当たつての各種の支援措置、そういったものが中心になる、引き続き卸売市場法の中で維持しなければならぬ規定ではないかというふうに思っております。

○入澤議員 圧倒的多数の不安定の生産者、この生産者も、生産、流通の安全性あるいは経営の健全性を確保するという意味で無条件委託制度というのがございますね。これはこの法律制度の一番根幹に据えられているものだと思うんですけれども、この無条件委託制度は今後とも堅持される予定であるのかどうか、またそういう見通しであるのかどうかについてお伺ひしたい。

○政府委員(福島啓史郎君) 先ほどの御質問にもございましたけれども、卸売市場制度の中で、先ほどの公的な市場としての機能、役割の中で申し上げましたように、そうしたものを確保するため、卸売業者の受託拒否の禁止あるいは不正な取引扱いの禁止、そういったものが根幹となる規定だというふうに考えておられて、引き続き維持する必要があるというふうに思っております。

○入澤議員 そのような実態にあるとすると、まずどうしても、先ほど冒頭に申しましたように価格形成機能、それから集荷分散機能、代金決済機能、これを維持しなけりやいけない。
先ほど須藤委員、谷本委員からもお話がございましたけれども、今回の流通の実態に制度を合わせるということで競争原則というのを並列的な書き方になりましたね。しかし、価格形成機能をどうしても市場として維持するんだということであれば、競争の原則、入札の原則というのは、仮にこれが二割が原則で八割が例外であったとしても、指導としては、運用としては、私は堅持するような指導をなされていいんじゃないか。

要するに、市場の機能として、機能を確保するために必要不可欠な要素であるというふうにかえれば、実態に応じて取引の形態あるいは値決めの形態は変わったとしても、公開的な、あるいは透明性のある価格形成の仕組みはやはり原則として外せないんじゃないかというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 卸売市場におきまして売買取引の方法につきましては、今回の改正法案におきまして三つの方式を示し、それを品目ごと、市場ごとの実情に応じて開設者が条例で決めていくというシステムをとっておるわけでございます。

その中で、競争がなくなるわけではなくて、競争、入札の方法が一番、それから二番は一定数量を競りにかける、残りは相対でもいいという方式、三番目は相対でもいいという方式でございます。その三つの品目ごとの特性に応じて決めていくということになるわけでございます。

○理事(三浦一水君退席、委員(長着席))
それで、今は競争が原則ということでございませう。実態は、御案内のように、青果であれば約半数、水産物であれば約七割が既に相対になっているわけでございます。そういう実態を踏まえて、相対取引につきましては一定の位置づけをしなから、その結果につきまして卸売業者に公表義務をかける、価格、数量の公表をしていく。そのことによって透明性を確保し、競争取引と相対取引の

取れんを図っていききたいということから今回の改正案を提出しているわけでございます。それによつて、競争がなくなるわけではもちろんございませんし、また品目の特性によつて、利害関係者の話し合いによつて決まってくるのじゃないかというふうに思っております。

○入澤議員 そこは極めて重要なポイントでありますので、その運用に当たっては十分に配慮した方がいいんじゃないかと私は思っています。
それからもう一つ、今回の改正の基本的な背景に研究会の報告書がございまして、公設市場であっても、その管理運営は従来の官主導から民間主導を原則として民間活力を生かしていくんだというところ、それから民間の自己責任を徹底させることを指針とする方針に移行していくんだというふうなことが言われています。

今回の卸売市場法の改正で幾つかの試みがなされておりますけれども、まず開設者の関与についてはどのように規制緩和あるいは後退させたのか、そこら辺についてちょっと御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(福島啓史郎君) 従来、卸売市場法によりまして仕組みといたしましては、開設者が法律に基づきまして業務規程で原則を定めまして、例外的な行為につきまして開設者の事前承認などによつて監督するという仕組みが基本的なあり方でございます。

それをできる限り行政コストと事業者負担の低い監視手法へ移行していくことから、具体的に言えば、従前、開設者の事前承認が必要でありました、例えば例外的な相対取引をする場合であるとか、あるいは例外的な買付け集荷をする場合などに事前の承認が必要であったわけでございますが、それを一定のルールに基づくものであれば事前承認を不要とするなどの改正を行つていくところでございます。

○入澤議員 条文を読みますと、開設者の関与につきまして、このぐらいのことはもういいんじゃないかと思うようなこともまだ開設者がいろ

いと業務規程を定めて指導するようになってい
ますけれども、可能な限り生産者それから卸売業
者それぞれが創意工夫をして集散活動ができるよ
うに運用の面で配慮していただきたいと思いま
す。

それからさらに、制度面につきまして幾つかの
御質問をしたいんですが、卸売人の許可に
当たりまして需給調整規定というのを削除しまし
た。これは一九九八年四月の規制緩和推進三カ年
計画の中にも事項として挙げられていました外さ
れたんですけれども、従来から独占禁止法との関
係におきまして少数、複数という一つの原則があ
りました。

それがだんだん流通の実態に合わせまして、一
つの卸売市場について一人の卸売人でもいいとい
うふうな運用がなされておりますけれども、この
需給調整規定を削除して、それで今度は新しく卸
売人になるうとする場合の許可基準、これについ
てはどのように考えていますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、先生から御質問
ございましたように、従来、市場法の十七条二項
二号でもつていわゆる需給調整機能、つまり当該
中央卸売市場の卸売業者間において過度な競争が
行われ、その結果、当該中央卸売市場における卸
売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそ
れがあると認められるときには許可をしないこと
ができるという規定があったわけでございませ
うが、今回、規制緩和推進三カ年計画の決定に合
わせてそれを削除することとしているわけでござ
います。

先生から御質問ございましたいわゆる複数が単
数かという議論でございますが、従来は複数原則
ということだったわけでございまして、今、今
回の法改正のねらいでも申し上げましたように、
卸売業者の経営体質が非常に弱体化してござい
ます。経営基盤の強化を図るために合併等を推進す
る必要があるわけでございまして、その際に公正
取引委員会の方からも一定のガイドラインとい
いますか運営指針が示されたわけでございします

で、そうしたものを考慮しながら卸売業者の経営
体質の強化のための合併等を推進してまいりたい
というふうな思っております。

新しい許可というものは、どちらかといえば、
今後、中央卸売市場の新設ではなくて従来の市場
の統合なり移転等が中心になるかと思ひますの
で、卸売業者も統合していく、そういう合併なり
出資等を通じて統合等の時代に入っているとい
うふうに考えております。

○入澤肇君 もう一つ制度的に非常に目新しいの
は、自己の計算による取引と委託者の計算による
取引と区分経理をしるという規定がございませ
う。これをちよつと掘り下げて考えてみますと、先
ほどから議論になつてゐる相対取引というのは自己
の計算による取引に入るのでしょうか。もし自己
の計算による取引に入るとすると、手数料の制度
は相対取引には適用されない、さらにもつと深刻
なことは、荷主交付金一%、千分の十ですね、こ
れも交付されないということになります。

形式が相対であつて、そして手数料あるいは荷
主交付金を取つたりやつたりするという制度が果
たして運用上可能なかどうか、これについては
いかが考えていますか。

○政府委員(福島啓史郎君) 卸売業者の自己の計
算と委託者の計算による勘定区分の問題でござ
いませうが、いわばこれは買い付けの手法が二つ
あるということございまして、現在の市場法は
いわゆる委託集荷を原則にしているわけでござい
ます。それに特定の場合に買い付け集荷ができる
ようにする、その際に、買い付け集荷の場合には
そのリスクは卸売業者のものになりますので、そ
うしたリスクがあるものとリスクがないものを区
分して経理をする、そのことによつて卸売業者の
経営の健全性を確保しようというものでございま
す。

それで、相対取引と直につながるものではござ
いませう。集荷の方式が委託なのか買い付けなの
かということございまして、集荷したものを売
る場合に、それが相対なのかあるいは競りなのか

とは直に結びつかないわけでございまして、それ
は卸売業者と委託者の関係あるいは産地側の関係
と卸売業者から仲卸なり買参人との関係と、そう
いう次元の違う話でございませう。

○入澤肇君 この点は、私は、生産者側にとつて
も卸売業者側にとつても大変問題があるところ
じゃないかと思ふんです。

要するに、相対取引というのはどちらかとい
うと買い付け取引であります。そして、これは自己
の計算による取引が一般であります。したがいま
して、もし形式上相対であつても、価格決済の方
法は手数料制に基づくようにするんだということ
であれば、この点は両者に誤解のないようにきち
んとした指導をすべきじゃないかと思ひます。こ
れが非常にこれから混乱を招くのではないかと
思ひます。

特に、検査官がこの区分経理の規定を盾にして
詳しく内容を詰めていくと、いろいろな卸売市場法
に基づく改善命令をかけるようなことも考えられ
るわけですね。こちらでは国税当局に任せればい
いのであつて、余り検査官が神経質になつて検査す
ることのないように、むしろ生産者と卸売人それ
ぞれが創意工夫をしながら円滑に物の売買ができ
るように工夫していくことが必要じゃないかと私
は考えております。

それから三つ目に、卸売業者の経営改善につ
きまして、早期是正措置を講ずる一つの基準が新
しく規定されました。卸売業者の経営改善のこ
とを考えてみますと、従来は参入規制があつたわけ
です。今度は需給調整規定が外れて参入規制が一
応法律上はなくなる、それからさらに早期是正措
置のほかに地域間の合併もあります。こういうふう
な制度がこの法律上、位置づけられてゐるんで
すけれども、私は、基本的に大事なことは需給権
益の改定なり検討、これをやはり行政当局が時間
をかけてもいいからやるべきじゃないかと思ふん
です。

例えば、東京と川崎、横浜の卸売市場、東京と
横浜の需給権益に引つ張られて間にある川崎市場
はいつも四苦八苦しています。二社あつた卸売業

者も一社になりました。それでもまだ経営改善が
うまくいかないという声も聞かれています。これは
そもそも、冒頭申しました市場経営率の低下だと
か市場外流通の拡大とか、それから量販店の先
取り取引、こういうふうなことから需給権益の中
で過剰な卸売人が存在するというところになつて
くるんじゃないか。

やはり、卸売業者が経営を安定させるためには
相当な量を集めなくちゃいけない、その意味では
大消費地域における需給権益の定め方、どの程度
が卸売人の経営改善に寄与するのかどうかとい
うことを、難しい問題であるけれども、当局として
ひとつ検討しておくべきじゃないかと思ふんです
が、いかがでしょうか。

○政府委員(福島啓史郎君) 今、入澤先生から御
指摘がありました生鮮食料品等の流通の広域化が
進んでおりますので、それに合わせて市場の
あり方、市場の統廃合も考えていかなくちゃいけ
ないわけでございませう。卸売業者の経営体質の悪化
は、特にそうした流通の変化に伴うものが多いわ
けでございませう。

そうしたことから、今回、合併なり連携等を推
進する、そのための金融的な支援措置も講じてい
るわけでございませう。さらに、この法律に基づき
ます卸売市場の整備の基本方針というのがあるわ
けでございませう。これは五年ごとに定めてい
るわけでございませう。その中でより具体的な卸売業
者あるいは仲卸業者の経営近代化の指標なども作
成し、指導していきたいというふうな思ひござい
ます。

○入澤肇君 この卸売市場制度についての最後の
質問でちよつと大臣にお伺いしたいんですが、す
れども、今は物価が安定してゐますからそんなに問題
になつてゐませんけれども、日米の価格比較とい
うのが必ず出されます。農林省にいたときもそう
ですが、我々農政関係者は一生懸命生産地の構造
改善をやつて、庭先価格、出荷価格を下げるよう
にしている。ところが、為替レートは別にいたし
まして、流通機構が著しく違つてゐるためにな

なかなか末端消費者価格は安くならないんだということが一般的に言われております。

特に、数字で比較してみますと、日本はアメリカと比較した場合に国土面積は二十五分の一、カリフォルニア一州に相当するような面積、人口は二分の一。ところが、食料品の卸売人の数は日本が二対一、それから小売人の数に至っては日本が二でアメリカが一、こういうふうな流通機構が今でもあるわけです。量販店がどんどんできて生鮮食料品の小売店はどんどん減っているといつても、まだ二対一とか一対一とかいうふうに数字はそんなに大きな変化はない、マクロで見ますと。こういうふうな実態の中で、地域サービスは徹底的に追求する日本人の買物行動、これも例えば一回当たりの買物は生鮮食料品三品につきまして調べてみると、一回当たり五百円から千円、あるいは千円から千五百円、しかも一たん買いに行つて帰ってくる片道十五分ぐらいの間だと。毎日買い、あるいは一日買いが大部分を占めている。こういうふうな日本人の購買行動にもこの流通機構というのは規制されているのかもしれないけれども、流通コストを削減する、より消費者に便利にようにサービスをするという視点から見ますと、今後の生鮮食料品の流通改善のあり方について、抽象的でも結構ですが、基本的な考え方についてどんなお考えをお持ちなのか、大臣に聞きたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 私も数字の記憶を申し上げますと、農業の粗生産が約十兆円、末端での食料品の単純な売り上げは約百兆円だといふふうに私は理解をしております。その間がいかなる形で流通ということになるのでしょうか、やはり流通の効率性というものはこれからますます推し進めていかなければならないというのがポイントであらうというふうに思ひます。

しかし、流通の合理化を徹底的に推し進めていったのがいわゆる大型量販店とするならば、量販店だけが、あるいはスーパーだけが、あるいはコンビニだけが存在すればいいのかというと、必ずしもそうではないということも、先ほどの谷本先生のお話でもあったわけでありまして。

しかし、末端の小売のメリット、あるいはまた大型量販店のメリット、双方を消費者は使い分けというのか、両方必要だろうというふうに考えておられまして、そういう意味ではそういう形の末端の小売というものをこれからも両方とも整備し、また合理化していかなければいけないと考えております。

流通に関しましては、情報化、あるいはまた輸送手段の発展等により合理化されてきているのでありまして、うけれども、今の先生の挙げられた数字等を見ますと、やはり流通コストが特にほかの国、先進国と比べてまだまだ高いという状況は、これはやはり消費者にとりまして、また消費者が高いということになれば生産者は困るわけでありまして、これは生産者の責任ではないにもかかわらず、そういうことになるといふことは何としても避けていかなければならないと思ひますので、情報化あるいは高度な技術あるいはいわゆるPOSシステムとか、いろんな知恵や技術を応用して流通の時間的あるいはコスト的な合理化を推し進めていくことも、農林水産省としても非常に大事な仕事だろうというふうに認識をしております。

○入澤肇君 次に、JAS法につきまして若干質問したいと思ひます。

私はよくわからないんですけども、賞味期限、これがJASの中にも表示基準の一つとして入つていてと思うんですけども、一体この賞味期限というのはだれがどのようなテストを経てどのように設定しているのか、これについてまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

賞味期限といふのは、賞味期限といふものは、容器包装がされておりますその製品が、容器包装が開かれない状態で表示された保存方法に従つて保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持し得ると認められる期限を年月日によって表示しているものでございまして。

では、具体的にだれが決めるのかということでございます。

それは、基本的にはメーカーがその商品の品質保持に関する情報を把握する立場にあるわけでございます。かつ、その当該食品の製造の責任もあるわけでございますので、その製造業者が科学的・合理的根拠を持って適正に設定しているというものでございまして。

○入澤肇君 これはなかなか企業にとつてもリスクキーだし、お金がかかる分野であります。

この賞味期限の設定については誤解がかなりあるんですね。賞味期限を経過するともう食べられないんじゃないかというふうな誤解をしている人もいますし、それからまた賞味期限が切れまして売り手にとつては商品価値が半減するような感覚を持つています。

必要じゃないかと思ひます。

食品産業の場合に、こういうことについて一斉に右へ左へという傾向もございまして。こういう一見、食品産業にとつてはコストバリューだけれども、しかし消費者にとつては極めて重要な課題については、私はもっと行政当局は力を入れていんじゃないかと思ひますが、こういうことについてきちんと予算をとつて研究する意思があるかどうか、これは局長と大臣に願ひします。

○政府委員(福島啓史郎君) まず最初に、製造年月日と賞味期限の表示の問題でございますけれども、これはむしろ食品産業サイドの方から、従来の製造年月日から、国際的にも消費または賞味期限表示となつていくことから、むしろ賞味期限表示への切りかえを要望していたという経緯もあるわけでございます。そのことが日付管理によるやや厳しい早期操作あるいは返品等の要因になつていて、それを避けたいという要因もあったわけでございます。

では、それが適正に行われているかということでございます。先生がおっしゃつたように、賞味期限を経過したからといって必ずしも飲食ができなくなるものではありません。五日以内の短い日もちの場合にはこれは消費期限と呼んでおりますが、この場合は飲食が可能な期限でございます。賞味期限の場合には五日以上でございます、それを経過したからといって飲食ができなくなるわけではございません。

ただ、その設定が適正に行われているかどうかにつきましては、農林水産省の機関であります農林水産消費技術センターにおきまして検査、調査をしております。過去三カ年の結果によりますと、九八％は適正に賞味期限が設定されている、残りの二％につきましては味の変化等、実際の期限よりも長く表示されておつて問題があるという状況でございます。その場合には、製造業者等に対しまして通知、改善を指導しているところでございます。

○国務大臣(中川昭一君) 私も、製造年月日と賞

味期限とのあの議論のときに、製造年月日を明示すればあとは消費者の自己判断、自己責任でいいのではないかと考えた時期も正直言つてございまして。しかし、今、局長から答弁いたしましたように、国際的に一般的に賞味期限を使用しておるというところである、あるいはまた、食べ物ですから、おなかさへ壊さなければいいというよりもベストの状態がどのくらいもつかという意味で賞味期限ということにしたわけでございます。

今、局長が申し上げた、九八％は適正に期限が設定されておる、残りの十品目ほどについては賞味期限の実際よりも長く表示しているという問題もあるということでございますので、そういうことについてさらに改善をしながら、賞味期限というものの消費者に対する情報提供という形にさせていただいたいこととでございます。

○入澤肇君 終わります。

○石井一二君 二院クラブ・自由連合の石井でございます。

農水省に約三十年近くおられた入澤先生が極めて格調の高い御質問をされました。国民一般の方は入澤先生ほど格調は高くないと思いますが、私は初歩的なことから聞かせていただきたいと思います。

大臣、卸売市場は卸売イチバと読むんですか、卸売シジョウと読むんですか。

○国務大臣(中川昭一君) シジョウでございます。

○石井一二君 今、局長が答えを教えているのが聞こえましたが、大臣、間違ひなくシジョウなんですか。もう一度確認したいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 法律的には卸売シジョウ法という言い方をしております。イチバという言葉も一般的には使われておりますけれども、いわゆる行政的あるいは法的にはシジョウでございます。

○石井一二君 この前、農水省の市場課長が来られました、農水省イチバカと聞こえるからシジョウと呼んでもらいたいと、こう言われました。

で、私もシジョウと呼びたいと思ひますが、我々、日常、地元活動をしておりますと、中央イチバとかイチバと言ひますので、両方ともオーケーだということでは質を落していただきたいた、まずそのように思ひますのであります。

さて、先般、生鮮食品等流通問題研究会がことしの二月にまとめた新しい最終報告書というものが出ておりますが、簡単に言つて今後のあり方についてどのような方向が示唆されておるのか、まず所見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(福島啓史郎君) 今後の卸売市場の対応の方向としまして、産地の方々の生産の状況、また流通であれば、先ほど来議論になりましたように、大型量販店の発言力が高まっているということ、また消費につきましても消費者のニーズが多様化している。そういう中で、公正、公開、それから効率的な原則のもとでの卸売市場の持つべき機能、役割をどういう形で将来とも果たしていくかということから、今回の生鮮食品等流通問題研究会が取りまとめたものでございます。

特に、卸売市場が市場外流通との競争力を高め、今後とも生鮮食品等の流通の大宗を占めていくための機能であります。品ぞろえ、集分荷、価格形成、決済機能等を十分發揮していくように、そのための取引方法の改善なり関係業者の経営体制の強化等を提言しているわけでございます。今回の法律改正はこの提言に沿つたものとなっております。

○石井一二君 さきに須藤委員が、いろいろ卸売市場のあり方について、特に小さな商店等がどういう格好で生き残つておるかといったような観点からの御質問も聞いておつたわけでありまして、特に、コンビニエーター化が進んで、Eメールその他、現場へ行かなくてもいいというような将来の到来が予想されておりますが、こういった中で今後、川上、川下あるいは市場外流通とか卸売市場流通とかいろいろございまして、もう少し時代を先取りした二十一世紀の卸売市場という観点から、大臣のビジョンをお聞きしたいと思ひます。

す。

○国務大臣(中川昭一君) 大事な流通拠点、特に生鮮物に関しては、輸送方法あるいはまた輸送時間も短縮されてきたけれども、やはり消費者の多様なニーズにいい状態で提供できるように、さらにまだ努力する余地があるのではないかとと思ひます。

例えば、情報化の進展を利用した有効活用、あるいはまたバーチャルショッピングのなにも一部それを求める人もこれから出てくるのであろうというふうにも考えております。そういうことも含めまして、今後、市場の果たす役割というものをさらに生産、消費両サイドからそのニーズにこたえていくような流通拠点にしていきたい。具体的には、いろいろな現場からの要望もございまして、それらをしっかりと受けとめながら検討してまいりたいと考えております。

○石井一二君 中央卸売市場会計の収支状況という書類を見ておられますと、五十六都市八十七卸売市場のいろいろな数字が出ておられます。一口に言つて、お金の足らぬところは一般会計からの繰入金で賄つておる、こういうような状況があるわけでございます。

また、民間施設とのコスト比較等を見て、それに基づいた使用料比較を見てみますと、民間の方が非常に高くなつており、あたかも公設市場の方がかなり世の中の物価の引き下げという面で貢献しておるのうに見えておるわけですが、よくよく見ておられますと、民間使用料の方には人件費とか金利が入つておる、しかし公設の方にはそういったものが入つていないというふうな、いろいろ資料の正確さというものを私は感ずるわけでございます。

一口に言つて、今ある公営企業による運営、また官庁会計による運営、いろいろあるようでございます。あるいは一部事務組合もございしますが、この公営企業による運営、官庁会計による運営といふのはどこが違ふんですか、局長。

○政府委員(福島啓史郎君) いわゆる企業会計と

いいものは、要するに企業に沿つた損益計算書あるいは会計準則に沿つた経理がなされておるというところでございまして。

具体的に官庁会計との比較でいへば、当該年度に入つた収入と当該年度に出した支出を記載したものが官庁会計でございます。それに対して、企業会計といひますのは、その年度なら年度内に幾ら支出して、例えば減価償却の支出は幾らかというふうなことを企業で行つております会計準則に準じて経理をしているものというふうな理解しております。

○石井一二君 これは法律に基づいて地方公共団体が開設できるわけですが、では農水省の考え方として公営企業形態と官庁会計形態とどちらが望ましいと思つておられるのか、どちらへ行政上の指導として持つていかうと思つておられるのか、その辺の御意見をちよつと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 私どもといたしましては、市場会計の透明性等を確保する観点からいへば、企業会計の方が望ましいというふうな考えでおります。

しかし、それは地方自治体によつていろいろ事情もあるわけでございますので強制するわけにはまいらないわけでございますが、例えば使用料等の値上げの際の根拠等としては、企業会計によりまして経理の方が透明性が高いというふうな考えでおります。

○石井一二君 現場を見てみますと、官庁会計の方が約三分の二ということで優勢な状態でありまして。

そこで、私は思ふんですが、こういった優良な卸売業者に対する天下りという、これが一つのネタになつておるのではないかと思ふんですが、その辺の実態調査をされたことがありませんか。あれば、その流れについて御教示いただきたいと思います。

○政府委員(福島啓史郎君) 先生御質問の、中央卸売市場の開設者の職員が退職後、営利企業であ

ります卸売業者等に再就職することにつきまして、これは地方公務員個人の能力の活用観点も含めまして職業選択の自由のもとに認められるべきものというふうに考えております。もちろん、そのことによって癒着状態が生ずることは望ましくないわけでございます。

○石井一二君 今、天下りとか役所のための外郭団体とか、そういう取引関係に天下ることが大蔵省の事件以来非常に厳しく論議されております。そういう中で、局長はあたかもそういう世の中の風潮に関係なしに調査すらしていないということと胸を張って堂々と答えられる、その姿勢自体があなた自身の考え方として私は問題があると思うんです。

それで、あなた自身もいざれどこかへ天下ろうと思っておられると思うんですが、大臣、あなたの御所見はいかがですか。調査すらしていないんだと、またあたかもそういう必要はないんだ、職業の自由だと、そんなことを言っておれば、今、行政改革のあらしの中で国を挙げて天下り等に対して規制をしていこうという声がある、そういう民衆、国民の総意というものを無視した答えだと思ふんですが、大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(中川昭一君) これはあくまでも地方公務員の話でございますから、直接的に我々が調べるということはお願ひベースの話になるかと思ひますが、過去のことは過去のことといたしまして、先生御指摘のような風潮というか世の中でございまして、私自身はこれについての調査を悪いとかいいとかというとは別にして、データの一つとして確保する必要があるというふうに考えております。

○石井一二君 お願いいたします。次に、JAS法関係について、この第三者認証

機関が認定した生産者が生産したものに「有機」と表示できるということになっておりますが、認証機関というのはどんなメンバーで構成されておられ、どのような基準でもってこういったことを決めていくのか、例を挙げてちょっと御教示願ひたいと思ひます。

○政府委員(福島啓史郎君) いわゆるこの法律で言います登録認定機関の登録でございます。その要件は、例えば有機農業等についての専門的知識なり、検査技術を有する検査員がいるといったような業務遂行能力の問題、それから認証業務にのみならず特定の利害関係者からの影響を受けることがないよう、組織の中立性、独立性が保たれていくというようなこと、また判定部門と検査部門が独立していることなどの基準を設け、それに従ひまして審査するというところでございます。

現在、民間ベースで認証業務を行っております団体が六団体ございます。そうしたものが今後この法律案に基づきます登録認定機関となるものというふうな、関心を持って進めているというふうな聞いております。

○石井一二君 その聞いておりますというのは他人事のような言い方ですが、あなたの今のお考えなんですか。聞いておりますというのは、だれかが言っていることをあなたが聞いておって、自分の考えじゃないということですか。

○政府委員(福島啓史郎君) その六団体の関係者から聞いておられるということでございます。自分たちは法改正後はこの登録認定団体になりたいというところで準備を進めておられることを聞いておるといふことでございまして。

○石井一二君 民間団体と言われますけれども、そういったものはごく一部で、認証機関というのはむしろ民間団体ではないところが大部分を占めておられるんです。そういった中で、役所の審議会と同じで、反対的な意見を言う人は次にメンバーから外すと。やや隠れみのみたいになつていった機関の認証というものを利用していくというふうな風潮があつてはならないと思ひます。

で、今後、こういった問題についてはひとつ非常に前向きに、民意をよく酌み取りつつ、メンバーの選定とか会議の持つていき方ということを決めていっていただきたい、そのように思ひます。この問題の最後に、大臣、卸売市場の完全民営化についてお考えになったことがあるかないか。あれば、それについての御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 完全民営化ということになると、まず第一に営利ありきということになるんだらうと思ひます。したがって、やはりもうからないものを扱わないとか、あるいは管理等にコストのかかるものはやめておこうとか、そういう志向がより高くなるのではないかと、うに考えますので、やはりできるだけ不公平に扱つていけないとか、先ほど局長が申し上げたような極めて公共性の高い施設としての公設市場あるいは中央市場というものは、完全民営化ということに対していささか懸念があるのではないかと、うに考えております。

○石井一二君 この問題について私は大臣と見解を異にしますが、今、民営化推進論というものが一般にたくさんございまして、またの機会に論議をしたいと思ひます。

続いて、今の問題に直接は関係ございせんが、JAS法の改正に関連して、遺伝子組みかえ食品の表示について、二お伺ひをしておきたいと思ひます。

ことしの農業白書にもこの問題は遺伝子組みかえ農産物として出ております。また、昨年の白書にも項目としては書いておられますが、表示に関しては多くの課題があるということで、時期尚早というふうな感じの指摘に終わつておるわけでございますが、近畿二府七県議会の議長が本院の議長に於てた要望書も出ております。特に、全国一千を超える自治体が議会の議決をもつて表示を求めているという実態もあつて、こういふ中で、この問題に対する大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 現在、食品表示問題懇談会、そしてその下にあります小委員会が検討をしていただいているところでございますが、先生御指摘のように、自治体からのいろいろな御意見、さらには昨年八月にたたき台を提示させていただきまして、いわゆるパブリックコメントが一万件を超えるということでありまして、これを通じて消費者が表示を求める声が強いのうに理解をしております。

この議論につきましては、関係者といひましようかすべての方々、生産者、流通・食品関係あるいは消費者と、関係者の皆さんの議論を尽くしていただまして、小委員会が六月ごろまでに、そして懇談会の方は八月を一応のめどとして取りまとめを行つていきたいというふうな考えております。

○石井一二君 前の委員会で私はちよつと触れしたけれども、FAOとWHOの合同食品規格委員会でございますコーデックスの基準について、コーデックス委員会における国際規格策定に関して我が国の戦略はどのようなものであるか、大臣、一言で御表現願ひあればありがたい。あるいは局長でも結構です。

○国務大臣(中川昭一君) まず、安全性がこれはもう当然前提でございます。

表示につきましては、これは検討会での結論を前に私の考えはこうであるということとは差し控えて、例えばアメリカの関係者の方々が来るとこの問題を必ず言ってくる、またヨーロッパの方が来るとまたこの問題について強い関心を持っているというところでございまして、これは率直に申し上げますならば、アメリカにはアメリカのGMO食品に対する戦略があると私は考えております。

ヨーロッパもこれに關しての戦略を持っているんだらうと考えております。

したがって、これは表示だけではなく、遺伝子組みかえ食品、GMO一般についてでありますけれども、この問題については我が国の国益という

ものを十分考えた対応をしていかなければならぬのではないかと、私個人は考えております。

○石井二君 今、私個人はと言つて、わざと個人ということをして力説されたように思ふんですが、大臣として考えていないのかといへば、そういうことでもないと思ふんですね。

ただ、私は、コーデックス戦略というものが非常に大きくお出されておられると思います。例えば、農水省が出しておられるいろんな文献等を見ておきますと、国際規格策定への積極的参加という項目があつて、その中で、アジア食文化に根差した国際規格を能動的に提案していく必要がある、なんという表現もあるわけです。だから、やる気は十分なんです。しかし、コーデックス委員会の執行委員会を見ても、アジアを代表してタイ、それからほかにはオランダ、米、国、コスタリカ、マレーシア、カナダ、ジンバブエ、スペイン、ウルグアイなんですね。そういう中で、日本の二の字も出てこない。ましてや、四つの部会がありまして、世界規模全般問題規格部会、ここにも日本の姿はない。地域調整部会、ここにも日本の姿はない。地域調整部会、ここにもタイは入っているが日本は入っていないというふうな状態で、一体何をしておられるのかというように私は感じられてならないんです。

もちろん、それは外務省との協力も大事だとかいろいろ御意見があるかと思ひます。非常に多くの国が関与される中で、私はISOの基準とものに今後、日本が大いに戦略を考えなきゃならない分野であるかと思ひますので、今、大臣が個人として、このことを強調されましたが、個人としてではなく、省として、また内閣に対しても農林水産大臣としてその必要性を御発言いただきたい、我が国民に対して有利な基準が設定されるように御努力をいただきたい、そのように要望をしておきたいと思ひます。

それから、三つあるうちの特定農産加工業経営改善臨時措置法に關連してですが、自治省、どんなか来ておられますか。

この法律で、地方税の特別土地保有税の非課税とか不動産取得税の減額とかいうようなことを言われておりますが、これで、今、地方財源がいろいろ問題を抱えておる中で、どの程度の減収というものを結果として見たらと見ておられるのか。その辺について御所見を。これは一言一句通告してありますよ、あなたの方へ。

○政府委員(成瀬宣孝君) 特定農産加工業関係の地方税の特例措置によります減収額の見込みでございます。

まず、特別土地保有税でございますけれども、本年度で現在見込んでおりますのは対象案件一件、約二百万円程度になるのではないかと、ううに見込んでおります。

また、不動産取得税の減額でございますけれども、御案内のように、価格の十分の一に税率を乗じて得た額を減額する特例措置を講じておるところでございますけれども、これにつきましても本年度は一件、金額的にはわずかな減収額になるのではないかと、件数的には一件を見込んでおります。

○石井二君 これは、大海に目薬一滴なんという言葉がありますが、そういう地方税の優遇措置を大きく講じておられるという割には、むしろ今程度の金額では効果が薄いのではないかと、ううな気もいたします。もちろんメンタルな面もございまして、いろいろお考えあつてのことと思ひますが、今後効果のあるように、それから金融上の措置もいろいろお考えになつていただいておりますが、これも含めてひとつ頑張つていただきたいと思います。

若干、時間が残りましたが、質問の重複の度合いもございしますので、以上をもって終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

○委員長(野間起君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。

午後三時四十五分休憩

午後四時五十二分開会

○委員長(野間起君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

これより特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間起君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私は、日本共産党を代表して、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、競争の原則を廃止することによって相対取引の増大を招き、ひいては公正、公平、公開の原則からの後退につながるからであります。最も透明性のある取引である競争の原則を守るべきであります。また、今でさえ、かなりの数量が相対で持つていかれ、実際の競争の時間には低級品しか残っていないなどの声が絶えません。この現状を追認し、大量卸売店が競争の前にござり品物を持つていってしまう相対取引を法律で保障することは、公設の市場として行うべきではありません。

第二の理由は、商物一致の原則及び買い付けの禁止の原則を緩和する問題であります。実際に品

物を見て値段を決めることが少なくなることは、生産者と消費者にとつて納得のいく取引の後退させることとなります。また、卸売業者が大量の品物を商社まがいに買い付けに走り右から左に流すようになることは、小規模な生産者や仲卸、小売業者にとつて不利になることは明らかです。

第三の理由は、市場関係者の経営体質の強化と業者の淘汰、リストラを促進する危険性があり、また中央卸売市場の再編も市場の大型化による中小市場の切り捨てにつながるからであります。これらの施策にも賛成することはできません。

以上、三点を申し述べ、私の反対討論といたします。

○谷本鶴君 私は、社会民主党・護憲連合を代表し、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

卸売市場法と流通構造改善促進法の一部改正案は、量販店の進出と相対取引の増大と相まって競争市場の原則を撤廃するというものであります。ということは、相対取引一本も可能となり、競争部分を残さないこともあり得るということになります。

そういう事態も予測されるこの改正案は、公正な価格決定と公平な荷分けを八百屋さん等に保障してきたこれまでのあり方が変わっていくことを意味します。また、そのことは、卸売市場が民間資本による物流センターなどと変わりのないものに变质していく可能性さえ含むものと言わなければなりません。

こうした問題点を持つ改正案だけに、市場取引委員会の設置は義務化されるべきでありました。しかし、それすらも法的には選択事項とされております。

今回の改正に際し、私たちが期待したのは、量販店の進出によつてもたらされた町場の地域社会の崩壊ともいふべき商店街の不振と崩壊の危機への対処であります。この危機の克服に向け、商店

街の維持や再建に不可欠とされる八百屋・魚屋さんがやっていると、競り市場の維持と多面的な支援策の強化に向けた施策の拡充が求められており、それにこたえることでもあります。

第二は、量販店等による広域流通が進展するにつれ、環境保全型生産による直売市を初めとした多様な産直運動等が広がる状態が生まれております。扱われる数量は決して多くはありませんが、これらの動きは大量生産・大量消費路線に設置される地域市場形成への動きとして重視されるべきであります。ということは、今重視しなければならぬことは、中央卸売市場集中型でいくのではなく、地方市場の活性化を土台に据えた地域からの生産、流通の整備を図ることにその重点が置かれなければならないということでもあります。それがまた、環境保全にかなう農業生産と自給力を伸ばしていく道でもあります。

改正案の目指す方向は、量販店主導の広域流通進展の追認であつて、目指す方向は必ずしも明らかでないといへ、紛れもなく旧態依然とした大量生産・大量消費型の中央卸売市場集中型の広域化を基本に据えたものであります。そして、その合理性も一面的ではないこともこれまで明白であります。

例えば、野菜等の生産というなら、農家が求められるのは、低コスト化に向けた薬剤まみれの大規模生産が中心であり、選ばれる品種にしても広域流通にかなうものに限定されるという例等々に見るとおりであります。人の命を支えるべき食料が人の命をむしばみかねぬものに変質したり、変化に富む日本列島にあつて、地域地域に合ったさまざまな野菜を生み出した日本農業が、広域流通のもとでほとんど地方品種が淘汰されつつある例を見ても、それがどんなに重大な損失であるかは明らかであります。また、さらには大型生産に不向きな中山間地域など条件不利地の農業が大型生産、広域流通のもとでこれまで以上に追い詰められていくことにはならないでしょうか。

次期WTO交渉に向け政府が強調してきたこと

は、国内生産を基本とした食料安全保障と、環境問題を中心とする農業の果たす多面的役割を重視したルールの確立でありました。省庁再編成による新農林水産省が果たすべき新たな役割もまた同じようなことでもあります。

この改正案がそうした内外に宣明された新たな課題にこたえようとしているかどうかは、もはや申し上げるまでもなからうと存じます。

以上の理由から、本法案に反対である旨を申し上げ、討論いたします。

○委員長(野間超君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間超君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田洋子君。

○和田洋子君 私、ただいま可決されました卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

生鮮食料品は、国民生活に不可欠な基礎的物資であり、その生産・流通の円滑化と価格の安定を図ることは極めて重要な課題である。

よつて政府は、今後とも卸売市場が流通の中核としての役割を十分果たしていくよう、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 需給の会合による生鮮食料品の公正な価格

形成機能を維持するため、卸売市場の公共性、公開性を十分確保すること。

二 生鮮食料品の継続的な安定供給を確保するため、価格競争力の弱い出荷者に対しても、常に安定した取引が確保されるよう十分配慮すること。

三 相対取引を行う卸売市場については、生産及び消費の実態を適正に反映した合理的な価格が形成されるよう指導するとともに、零細な仲卸業者や売買参加者が不当な差別的取扱を受けることのないよう監督すること。

四 長期化の傾向にある量販店等の買受代金支払いが、仲卸業者の経営に影響を与えることのないよう十分配慮すること。

五 卸売市場における情報処理の機械化を積極的に推進するとともに、流通情報のシステム化に対応できない産地や零細業者に十分配慮すること。

六 近年におけるコールドチェーンの進展に対処するため、卸売市場における保冷施設等の整備に努めること。

七 地域農業の振興を図る観点から、地域農産物の流通システムの在り方について検討すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野間超君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間超君) 全会一致と認めます。よつて、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○国務大臣(中川昭一君) ただいま可決していただき、ありがとうございます。

御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をさせていただきます。

○委員長(野間超君) 次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(野間超君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田洋子君。

○和田洋子君 私、ただいま可決されました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党及び二院クラブ・自由連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

近年、輸入食品や有機食品等の生産・流通が増大する中で、食品に関するより多くの情報提供が求められており、的確かつ包括的で分かりやすい表示・規格制度の構築が重要な課題となっている。

よつて政府は、今後とも日本農林規格制度の充実に努めるとともに、安全な食品を供給するため、本法の運用に当たっては、次の事項の実現について万全を期すべきである。

一 有機農業の健全な発展を図るため、地域の

形成機能を維持するため、卸売市場の公共性、公開性を十分確保すること。

二 生鮮食料品の継続的な安定供給を確保するため、価格競争力の弱い出荷者に対しても、常に安定した取引が確保されるよう十分配慮すること。

三 相対取引を行う卸売市場については、生産及び消費の実態を適正に反映した合理的な価格が形成されるよう指導するとともに、零細な仲卸業者や売買参加者が不当な差別的取扱を受けることのないよう監督すること。

四 長期化の傾向にある量販店等の買受代金支払いが、仲卸業者の経営に影響を与えることのないよう十分配慮すること。

実情を踏まえた振興施策等を早期に確立すること。

二 有機食品の検査・認証のための具体的基準については、関係者の意見を踏まえて設定するとともに、検査・認証業務の確立及び円滑化を図るための支援措置を講ずること。

三 有機食品の検査・認証制度の導入に当たっては、有機農家の負担に十分配慮するとともに、その意見の反映に努めること。

四 有機食品の表示については、有機農家と消費者の間において信頼関係が保持されている有機農産物の流通実態に特に配慮すること。

五 国民の要請に応えるため、遺伝子組換え食品の表示制度を早急に整備すること。

六 事業者自身による格付の表示のための仕組みの導入に当たっては、公正な格付を確保するため、登録認定機関による認定の基準を明確に定めること。

七 登録格付機関及び登録認定機関として民間能力を活用するに当たっては、適正な検査・認証業務の確立が図られるよう指導・監督すること。

八 日本農林規格の改廃等については、農林物資の生産、流通、消費等の現状を考慮して措置すること。

九 関係省庁との密接な連携の下で、安全な食品を供給するための体制づくりを一層進めるとともに、食品の安全性確保に資する情報の積極的な提供に努めること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野間起君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(野間起君) 全会一致と認めます。よつ

て、和田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○國務大臣(中川昭一君) ただいま可決していただき、ありがとうございます。

御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後、最善の努力をしてみたいと思います。

○委員長(野間起君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野間起君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

平成十一年五月十七日印刷

平成十一年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D